

令和 5 年度 認証評価

湊川短期大学 自己点検・評価報告書

令和 6（2024）年 9 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	10
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	12
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	12
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	15
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	19
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	22
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	22
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	35
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	48
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	53
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	57
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	59
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	65
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	65
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	67
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	69
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、湊川短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和6年9月

理事長・学長

浅井 祐子

ALO

小原 宏基

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4—自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

大正 8 年(1919)	2 月	幸田たま、神戸市兵庫区に裁縫女塾を創設
大正 10 年(1921)	3 月	湊川裁縫女学校と改称
大正 11 年(1922)	12 月	武庫郡西灘村（現、神戸市灘区）に移転
昭和 3 年(1928)	4 月	甲種実業学校に昇格し、湊川高等女子職業学校と改称
昭和 5 年(1930)	4 月	湊川高等実業女学校と改称
昭和 8 年(1933)	3 月	商業科増設認可
昭和 13 年(1938)	7 月	阪神大水害により神戸市灘区（関西学院中学部跡）に移転
昭和 15 年(1940)	4 月	神戸市灘区に新校舎を建設し移転
昭和 17 年(1942)	3 月	財団法人湊川学園湊川高等女学校へ昇格認可により、湊川高等女学
昭和 20 年(1945)	6 月	戦災により校舎全焼
	12 月	有馬郡三田町（現、三田市三田町）に疎開し、正覚寺を仮校舎とす
昭和 21 年(1946)	5 月	有馬郡藍村下相野（現、三田市下相野）に移転
昭和 23 年(1948)	7 月	湊川家政学園設立認可
昭和 24 年(1949)	3 月	財団法人湊川学園及び湊川高等女学校閉鎖・廃校
昭和 25 年(1950)	9 月	準学校法人湊川相野学園設立認可
昭和 27 年(1952)	3 月	学校法人湊川相野学園設立認可、湊川家政短期大学設置認可
	4 月	湊川家政短期大学開学
昭和 29 年(1954)	2 月	湊川家政高等学校開校
	6 月	湊川家政学園廃止
昭和 31 年(1956)	8 月	三田市四ツ辻に新校舎完成し、移転
昭和 33 年(1958)	10 月	湊川家政短期大学を湊川女子短期大学と改称 湊川家政高等学校を湊川女子高等学校と改称
昭和 37 年(1962)	11 月	三田市より相野支庁舎の払い下げを受ける
昭和 38 年(1963)	5 月	相野学舎の整備に伴い短期大学四ツ辻学舎より移転
昭和 40 年(1965)	1 月	短期大学保育科設置認可
昭和 41 年(1966)	2 月	短期大学保育科に保育養成所として指定・認可
	3 月	短大附属西舞子幼稚園、相野幼稚園設置認可
昭和 44 年(1969)	4 月	短期大学家政科に養護教諭免許状取得課程設置
	11 月	創立 50 周年記念式典挙行
昭和 45 年(1970)	3 月	短大附属神陵台幼稚園設置認可
昭和 46 年(1971)	2 月	短期大学児童教育学科設置認可
昭和 54 年(1979)	3 月	相野学舎に高校新校舎竣工、四ツ辻校舎より移転
	11 月	学園創立 60 周年記念式典挙行
昭和 55 年(1980)	3 月	短期大学家政学科に栄養士養成施設指定・認可
昭和 57 年(1982)	10 月	短期大学開学 30 周年記念式典挙行
昭和 59 年(1984)	4 月	高等学校創立 30 周年記念式典挙行
昭和 62 年(1987)	3 月	短大附属相野幼稚園廃園
	4 月	短大附属北摂中央幼稚園設置認可
平成 元年(1989)	10 月	学園創立 70 周年記念式典挙行

湊川短期大学

平成 3 年(1991)	9 月	短期大学 40 周年記念行事
平成 5 年(1993)	3 月	短大附属北摂学園幼稚園設置認可
平成 6 年(1994)	2 月	湊川女子高等学校創立 40 周年記念式典挙行
平成 11 年(1999)	11 月	学園創立 80 周年記念式典挙行
平成 12 年(2000)	1 月	短期大学介護福祉士養成施設指定認可
平成 13 年(2001)	11 月	短大附属キッズポート保育園設置認可
平成 14 年(2002)	5 月	短期大学創立 50 周年記念式典挙行
平成 15 年(2003)	4 月	湊川短期大学と改称、男女共学化に移行
平成 16 年(2004)	4 月	三田松聖高等学校に改称、男女共学化に移行
		短期大学に認定専攻科幼児教育専攻設置
	10 月	三田松聖高等学校創立 50 周年記念式典挙行
平成 19 年(2007)	4 月	短期大学に認定専攻科健康教育専攻設置
平成 29 年(2017)	3 月	短大附属ぼるとこども園設置認可
令和 元年(2019)	11 月	学園創立 100 周年記念式典挙行

<短期大学の沿革>

昭和 27 年(1952)	4 月	学校法人湊川相野学園湊川家政短期大学開学
昭和 33 年(1958)	10 月	湊川家政短期大学を湊川女子短期大学と改称
昭和 40 年(1965)	4 月	保育科設置（幼稚園教諭養成課程）
昭和 41 年(1966)	2 月	保母養成所として指定認可
	4 月	短大附属西舞子幼稚園及び附属相野幼稚園設置
昭和 44 年(1969)	4 月	家政科に養護教諭養成課程増設 保育科を幼児教育科と名称変更
昭和 45 年(1970)	4 月	短大附属神陵台幼稚園設置
昭和 46 年(1971)	4 月	家政科を家政学科と名称変更 幼児教育科を改組し児童教育学科設置 （小学校教諭及び幼稚園教諭養成課程）
昭和 47 年(1972)	4 月	家政学科に衣料管理士養成課程設置
昭和 55 年(1980)	4 月	家政学科に栄養士養成課程設置
昭和 57 年(1982)	4 月	短大附属北摂第一幼稚園設置
	10 月	短大開学 30 周年記念式典挙行
昭和 62 年(1987)	4 月	家政学科に生活科学専攻・食物栄養専攻設置 短大附属北摂中央幼稚園設置
平成 5 年(1993)	4 月	短大附属北摂学園幼稚園設置
平成 12 年(2000)	4 月	家政学科に生活福祉専攻設置（介護福祉士養成課程）
平成 13 年(2001)	4 月	家政学科を改組し、人間生活学科に人間健康専攻と生活福祉専攻の 2 専攻とする。児童教育学科初等教育専攻を廃止、児童教育学科を 幼児教育学科と名称変更
	12 月	短大附属キッズポート保育園設置
平成 14 年(2002)	4 月	食物栄養専攻を廃止
	5 月	短大創立 50 周年記念式典挙行
平成 15 年(2003)	4 月	湊川短期大学と改称、男女共学に移行
平成 16 年(2004)	4 月	独立行政法人大学評価・学位授与機構認定 専攻科幼児教育専攻設 置 幼児教育学科を幼児教育保育学科に名称変更
平成 19 年(2007)	3 月	第三者評価機関別評価の結果「適格」の認証を受ける
	4 月	独立行政法人大学評価・学位授与機構認定 専攻科健康教育専攻設

湊川短期大学

		置
平成 23 年(2011)	4 月	認定こども園 湊川短期大学附属北摂第一幼稚園開設
平成 25 年(2013)	4 月	三田市地域子育て支援センターを短大附属北摂学園幼稚園から移設
平成 26 年(2014)	3 月	第三者評価機関別評価の結果「適格」の認証を受ける
平成 27 年(2015)	4 月	認定こども園 湊川短期大学附属西舞子幼稚園設置 認定こども園 湊川短期大学附属神陵台幼稚園設置 認定こども園 湊川短期大学附属北摂中央幼稚園設置 認定こども園 湊川短期大学附属北摂学園幼稚園設置
平成 28 年(2016)	4 月	キャリア教育センター、地域連携センター、学生相談センター開設 短大本館竣工
平成 29 年(2017)	3 月	湊川短期大学附属ぼるとこども園設置
	4 月	人間生活学科生活福祉専攻の廃止
令和 2 年(2020)	3 月	専攻科生活福祉専攻設置
	4 月	短期大学認証評価、機関別評価結果「適格」の認証を受ける
令和 3 年(2021)	3 月	専攻科幼児教育専攻の廃止

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

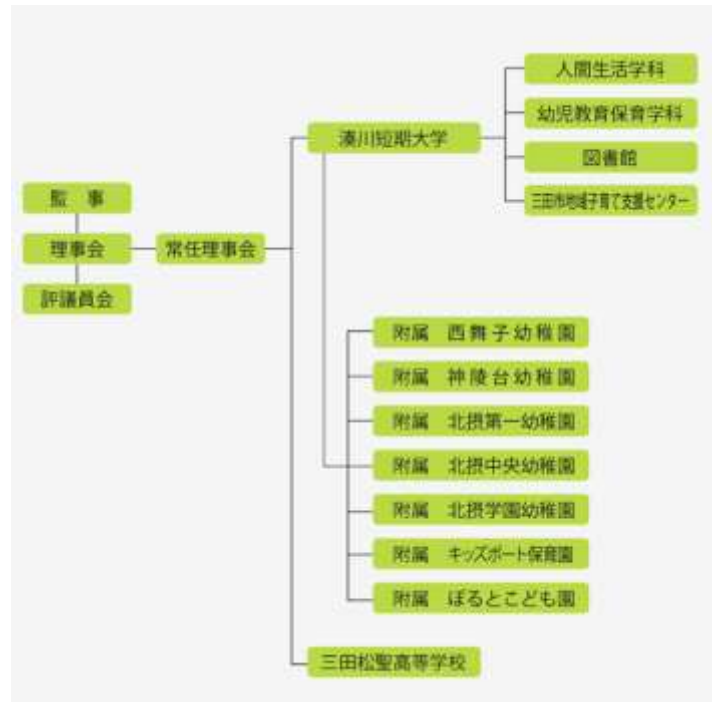
教育機関名	所在地	入学・入 園定員	収容定員	在籍者数
湊川短期大学	兵庫県三田市四ツ辻 1430	100 注(20)	240 注(30)	178 注(8)
三田松聖高等学校	兵庫県三田市四ツ辻 1430	210	810	664
湊川短期大学附属 西舞子幼稚園	兵庫県神戸市垂水区南多聞台 5 丁目 8-1	58	220	148
湊川短期大学附属 神陵台幼稚園	兵庫県神戸市垂水区神陵台 5 丁目 8-6	73	240	109
湊川短期大学附属 北摂第一幼稚園	兵庫県三田市武庫が丘 4 丁目 10	88	300	184
湊川短期大学附属 北摂中央幼稚園	兵庫県三田市すずかけ台 2 丁目 16	91	305	220
湊川短期大学附属 北摂学園幼稚園	兵庫県三田市学園 7 丁目 1-3	52	145	131
湊川短期大学附属 キッズポート保育園	兵庫県三田市すずかけ台 2 丁目 16	16	82	75
湊川短期大学附属 ぼるとこども園	兵庫県三田市すずかけ台 2 丁目 3-1	9	21	18

注：（ ）内は専攻科

湊川短期大学

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和6（2024）5月1日現在



湊川相野学園法人組織図



湊川短期大学組織図

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が位置する三田市は、兵庫県の南東部に位置し、神戸市の市街地より六甲山系を越えて北へ約 25km、大阪市より北西へ約 35km の圏域にある。大都市圏のベッドタウンとして急速な都市化が進んだ一方で、豊かな自然やのどかな田園風景も残っている。そのため産業は、第一次産業（農業（三田米、母子茶など）・畜産業（三田牛））から、第二次産業（北摂三田テクノパーク（総面積 136.1ha））、人口増に対応した大規模な商業施設の開発など、多様な形態が見



られる。

人口は 1985 年まで 3 万人台で推移していたが、ニュータウン開発により急激に増加し、1987 年から 1996 年まで 10 年連続で人口増加率日本一になる状況であった。その後は増加スピードも次第に緩やかになり、2013 年以降は減少に転じ 2020 年には人口は約 11 万人となっている。

このように本学が位置する三田市は、人口が急増し、現在は成熟期を迎えた地域であり、関西学院大学神戸三田キャンパス、湊川短期大学、兵庫県立人と自然の博物館など高等教育・研究機関との連携を活かしたまちづくり、若者が集うまちづくりが目指されている。（出典：2022 年発行『第 5 次三田市総合計画』）

この中で本学も地域の元気を創出する教育機関として、また地域の保育者養成機関としての役割を担っている。併せて、市内にある 5 つの短大の附属幼稚園・保育園は地域に欠かせない幼児教育保育施設、子育てを支援施設として大きな役割を果たしている。

また、兵庫県内の短期大学で、瀬戸内側の大都市圏から離れた田園地域に位置する短期大学は 3 校（日ノ本短期大学、豊岡短期大学、本学）のみであり、その中では通学の利便性が高く、本学以北の地域からも信頼を置かれている。

こうした状況により、本学の存在価値はあると思われる。

三田市の位置（出典：<http://ja.wikipedia.org/>）

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

地域	令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
兵庫	65	55.6	77	64.7	68	59.1	53	56.4	45	50.0
大阪	11	9.4	4	3.4	9	7.8	5	5.3	6	6.6
京都	21	17.9	21	17.6	22	19.1	18	19.1	16	17.8
和歌山	7	6.0	4	3.4	3	2.6	2	2.1	2	2.2
上 記 以 外近畿	0	0.0	1	0.8	0	0.0	4	4.3	0	0
中国	9	7.7	7	5.9	8	7.0	3	3.2	5	5.6
四国	2	1.7	3	2.5	3	2.6	2	2.1	5	5.6
九州	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0	1	1.1
その他	2	1.7	2	1.7	1	0.9	7	7.5	10	11.1
合計	117	100	119	100	115	100	94	100	90	100

湊川短期大学

(人数は専攻科を除く入学者数、地域は出身高校の所在地 (文部科学省学校基本調査による))

- 地域社会のニーズ
- 地域社会の産業の状況 ※H28 年版が最新



表4 産業(大分類)別事業所数、従業員数及び事業所あたりの従業員数(民間事業所)

産業(大分類)	事業所数		従業員数(人)		1事業所あたりの従業員数
	件数	構成比	人数	構成比	
A～E 農林業(5000を除く)	1,700	100.0%	10,000	100.0%	5.9
A～E 農林業(5000を除く)	1	0.0%	1	0.0%	1.0
F 製造業	247	14.5%	1,400	14.0%	5.7
G 建設業	247	14.5%	1,400	14.0%	5.7
H 卸売業、小売業	1,400	83.0%	14,000	140.0%	10.0
I 飲食業	1,400	83.0%	14,000	140.0%	10.0
J 宿泊業、飲食サービス業	1,400	83.0%	14,000	140.0%	10.0
K 情報・通信業	1,400	83.0%	14,000	140.0%	10.0
L 金融業、保険業	1,400	83.0%	14,000	140.0%	10.0
M 不動産業	1,400	83.0%	14,000	140.0%	10.0
N サービス業	1,400	83.0%	14,000	140.0%	10.0
O その他	1,400	83.0%	14,000	140.0%	10.0

三田の経済 (平成 28 年経済センサス-活動調査結果より) (PDF : 3,840KB)

https://www.city.sanda.lg.jp/shoukou_kankou/rousei/documents/h28.pdf

- 短期大学所在の市区町村の全体図



(出典 : <http://ja.wikipedia.org/>)

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%89%E7%94%B0%E5%B8%82#/map/0>

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
① アセスメントポリシーや実施計画は確立されているが、エビデンスに基づいた有効な振り返り、改善は確立されておらず、IR 委員会を中心とした有効な査定体制を整えることが望まれる。
② 単位の計算方法について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。
(b) 対策
① IR 委員会において、本学における IR 活動の可能性についての論議に着手し、一部のデータをもとにエビデンスに基づいた振り返りを行った。
② 2021 年度 3 月の教授会で、学則に明示することを決定。
(c) 成果
① 中京大学短期大学部と連携して、IR 活動の充実に関する合同研修会を開いた。
② 学則に明記し、2021 年 4 月 1 日より実施。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の管理については、「湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程」、「湊川短期大学における公的研究費の不正使用防止管理責任体制」等の規程の他、相談窓口を設け、公的研究費を適正に管理・運用している。

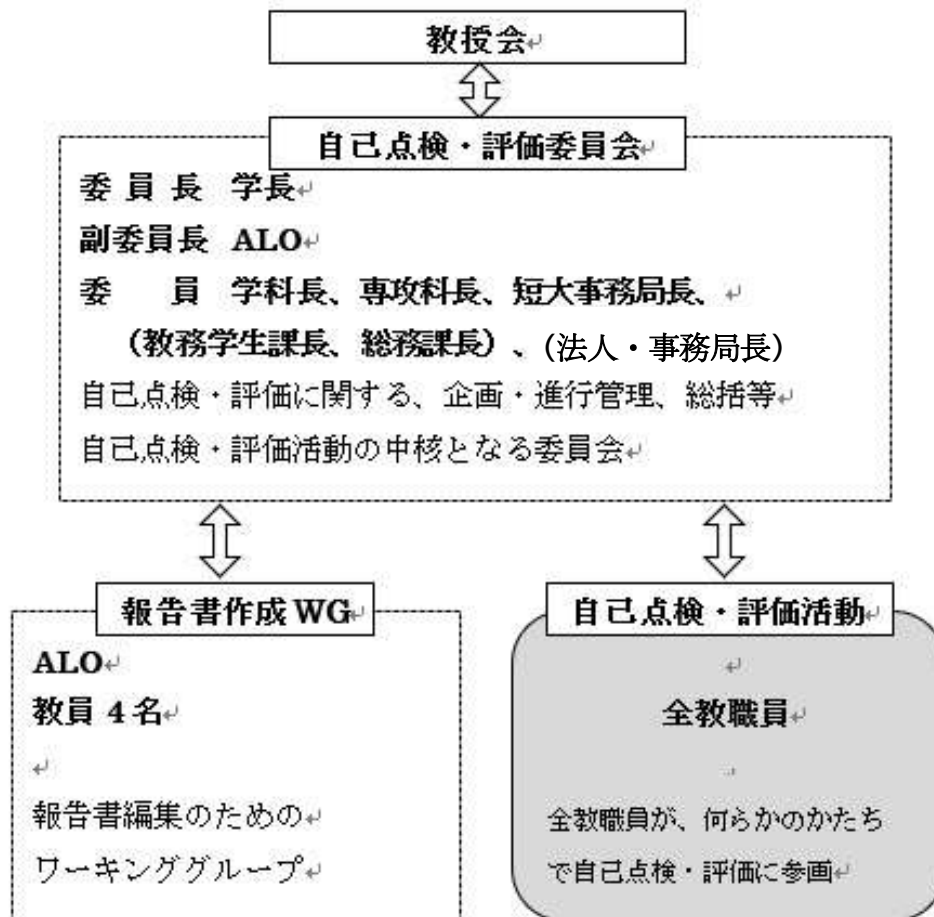
- ・ 湊川短期大学 における研究活動行動規範
- ・ 湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程
- ・ 湊川短期大学における公的研究費の執行に関する管理体制
- ・ 湊川短期大学における公的研究費の物品調達等事務手続きルール
- ・ 湊川短期大学における公的研究費の不正使用に係る調査の手續等に関する取扱要項
- ・ 湊川短期大学における公的研究費の物品調達に係る納品・検収[業者の皆様へ]
- ・ 湊川短期大学における公的研究費の不正な使用の通報（告発）窓口の設置について
- ・ 湊川短期大学における公的研究費の不正使用防止管理責任体制
- ・ 湊川短期大学における公的研究費の適正管理に関する相談窓口について
- ・ 湊川短期大学における公的研究費の不正防止計画
- ・ 学校法人湊川相野学園公益通報等に関する規程
- ・ 湊川短期大学における公的研究費に係る間接経費の取扱い規程
- ・ 湊川短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会：

委員長	浅井 祐子	湊川短期大学学長
副委員長	小原 宏基	ALO
委員	鶴田 祥子	副学長・人間生活学科長
委員	安井 良尚	幼児教育保育学科長
委員	福井 智美	法人事務局・事務局長
委員	若林 三枝	短大事務局・総務課長
委員	渡邊 裕之	短大事務局・教務学生課長

■ 自己点検・評価の組織



■ 自己点検・評価委員会の活動

2023 年 11 月 30 日 愛知学泉短期大学との相互評価に関する書類の締結

■ 組織が機能していることの記述

本委員会は学長のリーダーシップのもとで、ALO 及び各学科長・短大事務局・法人本部から選ばれるメンバーによって構成されており、短大全体の自己点検・評価に関する取組の統括をしている。

自己・点検評価は各項目について分担執筆の形をとっており、すべての教職員が何らかの形でかかわるようになっている。各学科・委員会・センターでは、必要に応じて記述内容の確認をし、課題などについても事前に共有している。また報告書は作成後すぐに公開され、課題を整理したものが教授会で報告され、すべての教職員が内容を確認するとともに課題を共有する態勢がとられている。また自己点検・評価を実施するにあたって確認された課題を集約した「湊川短期大学活動計画実施報告集」が別に作られ、教職員全員に配られるとともに半期ごとに課題解決の進捗を記入し確認する態勢をとることによって、PDCA サイクルを実施している。

また学生の学修成果の獲得に関わる点検と評価を軸にするアセスメントポリシーが策定されており、自己点検評価委員会は短大全体の事項に関わるアセスメントを担当することになっているほか、教務委員会と FD・SD 委員会と連動した一体的なアセスメントに取り組んでいる。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

様式 5—基準Ⅰ

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

<根拠資料>

- 提出資料
- 1 学生便覧 [2023 (令和 5) 年度]
 - 2 教務案内 [2023 (令和 5) 年度]
 - 3 湊川短期大学大学案内 [2024 (令和 6) 年度]
 - 4 学生募集要項 [2024 (令和 6) 年度]
 - 5 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開) 教育研究上の目的
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 6 湊川短期大学 学則
 - 30 教授会議事録

提出資料 - 規程集

- 備付資料
- 4 湊川相野学園創立 100 周年記念誌、
 - 5 末本 誠「湊川学研究の発展に向けて」湊川短期大学紀要第 56 集、2019 年度
 - 6 連携協定書
 - 7 保育士等キャリアアップ研修実施状況
 - 8 地域連携会議議事録及び資料[2023 (令和 5) 年度] (地域連携に関する活動実績)
 - 9 ウェブサイト「地域連携・生涯学習」(地域連携)
<https://www.minatogawa.ac.jp/local.html>

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

母体である湊川相野学園の「建学の精神」と「学園の教育目標」を基に「湊川短期大学の教育指針」及び「湊川短期大学の教育目標」が定められており、これらが総体として本学の存在理由及び教育理念・理想を明確に示すものになっている。これら本学の建学に関わる基本理念・理想は、学則の「目的及び使命」において「本学は教育基本法及び学校教育法に基づき、高い教養と人間生活、幼児教育・保育に関する専門的知識及び技術を教授研究することにより、良識と実践力を備えた有為な社会人を育成することを通じて、平和で持続的な社会の発展に寄与することを目的とする」と、明確に規定されている(学則第 1 条)。(提出 - 1~5)

本学の建学に関わる基本理念や理想は、「建学の精神」において「平和を尊び、高い徳性と健全な心身を備え、新時代に即応できる知性や技術を身につけた、有為な社会人を育成する」と述べられていることや、「湊川短期大学の教育指針」において「自立心と向上心に富み幅広い教養と専門的技能をあわせもった、ケアの精神と地域への関心を基本的資質とする、平和で持続的な社会の発展に資する有為な人材を育成する」と述べられていることのように、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有し

ている。この点は、学則第1条の冒頭で「本学は教育基本法及び学校教育法に基づき…」と明確に謳われていることによって、さらに明らかなものになっている。(提出 - 1、5、6)

「建学の精神」には「本学の教育は、校祖 幸田たま女史の何事にもくじけぬ不屈の精神と、誠をもって貫き通す強い意志の力とを基本とする」と、3回にわたる壊滅的な災害(水害・戦災・火災)を乗り越えてきた本学の創設者によって確立された、私立学校としての個別・固有の理念が示されている。

これら建学に関わる基本文章はウェブサイトに掲載されているほか、大学案内を始めとする本学発行の印刷物(教務案内、学生募集要項)に収録されており、その配布を通じて広く学内外に公表・表明されている。

理事長は、新任教職員研修、入学・卒業式での祝辞等において本学の「建学の精神」が有する意味を説明・周知する場を設けている。また学長も諸行事及び教授会、オリエンテーション時の「湊川のあゆみ」の講話の中でこの文章を取り上げることによって、教職員及び学生が「建学の精神」を理解し共有する機会を設けている。「建学の精神」関連文章は、理事会において学園の校種間にあった「建学の精神」関連の表現の相違を統一するための修正が行われ、これを基に学園の教育全体を一体的に発展させる必要が確認された。(備付 - 4) また短期大学の基本理念に関わる文章については、毎年、年度末に学科会や教授会において定期的な見直しを行っているほか(提出 - 30)、創設者が建学にかけた願い(理想)に関わる建学当時の創設者の事績にかかわる新しい発見が「湊川学研究の発展に向けて」(末本 誠『湊川短期大学紀要』第56集、2019年度)としてまとめられ、教授会においてもその事実が紹介され共有が図られている。(備付 - 5)

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学は「湊川短期大学教育指針」において「自立心と向上心に富み幅広い教養と専門的スキルを併せもった、ケアの精神と地域への関心を基本的資質とする、平和で持続的な社会の発展に資する有為な人材を育成する」ことを示し、「同教育目標」に「地域の課題を自分のこととして受け止めることができる」ことを挙げているように、地域に開かれ地域に支えられる短期大学づくりを目指している。

具体的な取り組みとしては地域住民や現職教員・保育関係者のために、三田市民大学(対象:一般市民・コロナ感染拡大防止のため2020~2023年度は実施せず)・保育士等キャリアアップ研修(対象:現職保育士等)を実施してきている。(備付 - 7) また本学では地域貢献の拠点として地域連携センターを設置しており、三田市を始めとする近隣自治体や関係団体・学校等との連携・協力による地域貢献活動の実施・推進に取り組んでいる。現在まで連携協定を締結し、連携事業を進めている組織・団体は、三田市(2014~)・丹波市(2015~)・兵庫県立三田西陵高等学校(2015~)・兵庫県立有馬高等学校(2016~)・兵庫県立三田祥雲館高等学校(2018~)・兵庫県立川西明峰高等学校(2018~)・兵庫県立人と自然の博物館(2019~)である。(備付 - 6) また本学の地域連携活動・人材育成・教育活動などに関する協議及び意見聴取を目的に、地域の行政・教育・福祉・町内会等の代表者によって構成される「地域連携会議」を組織し、年2回の会議を定例で開催している。(備付 - 9)

学生のボランティア活動に関しては、地域連携センターでボランティア情報の提供や活動勧奨を行っている。(備付 - 9)

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

特になし

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

度重なる災害にあったため、本学園創立当時を知る資料が全く残されていない中で、この間の調査活動により、いくつかの新しい発見があった。それらによれば、本学には現東京家政大学を介して福沢諭吉に代表される近代的な女子教育の思想が、成蹊大学を介して大正自由教育の思想が流れていることが判明した。

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料
- 1 学生便覧 [2023 (令和5) 年度]
 - 2 教務案内 [2023 (令和5) 年度]
 - 5 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開)
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 6 湊川短期大学 学則
 - 7 履修ガイド

提出資料 - 規程集

- 備付資料
- 9 地域連携会議議事録及び資料 [2023 (令和5) 年度] (地域連携に関する活動実績)
 - 13 学園連携会議議事録及び資料
 - 17 学科会議事録

[区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に对应しているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

<区分 基準Ⅰ-B-1 の現状>

本学は基準Ⅰ-Aにおいて示した「建学の精神」と「学園の教育目標」に基づいて短期大学の「教育指針」と「教育目標」を定めており、これらと一体性を保ちながら学則において各学科・専攻課程の教育研究上の目的が、次のように定められている(第2章の2)。(提出-6)

(1) 人間生活学科人間健康専攻

生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と体の健康に関する知識と技術を研究、修得することにより、人とコミュニケーションをとり協調して地域の生活者の健康管理に寄与する有為な人材の育成を目的とする。

(2) 幼児教育保育学科

豊かな人間性を基盤に、幼児教育・保育に関する知識・技術を研究、修得することにより、子どもに寄り添う態度とよりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢を備えた、地域の幼児教育・保育を仲間と協同して支えることのできる有為な人材の育成を目的とする。

「建学の精神」の前段にある「本学の教育は、校祖 幸田たま女史の何事にもくじけぬ不屈の精神と、誠をもって貫き通す強い意志の力とを基本とする」は、本学の教養教育と専門教育の全体を通して学生が獲得する人間性全体に関わる資質・能力の表示であり、学則が示す各学科・専攻課程における専門教育によって達成される学修成果の基盤に位置づく。また後段の「平和を尊び、高い徳性と健全な心身を備え、新時代に即応できる知性や技術を身につけた、有為な社会人を育成する」は、以下に示す各学科・専攻課程の教育目的・目標において、各専門の具体的な資質・能力形成上の課題として提示されている。「湊川短期大学教育目標」については、次のⅠ-B-2において説明する。

以上を受けて各学科・専攻課程は、それぞれの具体的な教育目的・目標を以下のように設定している。

【人間生活学科人間健康専攻】

教育目的: 生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と体の健康に関する知識と技術を研究、修得することにより、人とコミュニケーションをとり協調して地域の生活者の

健康管理に寄与する有為な人材の育成を目的とする。

教育目標：湊川短期大学の教育目標に掲げる基本的資質・能力の形成を基に、生活科学の視点から心身の健康に関する知識と技術を修得することにより、広い視野に立ちながら協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成する。あわせて自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる。

【幼児教育保育学科】

教育目的：豊かな人間性を基盤に、幼児教育・保育に関する知識・技術を研究、修得することにより子どもに寄り添う態度とよりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢を備えた、地域の幼児教育・保育を仲間と協同して支えることのできる有為な人材の育成を目的とする。

教育目標：仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力及び使命感と責任感を備えた有為な人材を育成する。あわせて子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度、よりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢、自分の人生を前向きに考えていく気持ちを育てる。

これらの本学における各学科・専攻課程の教育目的・目標は、学内に向けては学生便覧を始めとする印刷物への掲載によって、また学外に向けてはウェブサイトへの掲示によって広く表明されている。**(提出 - 1、5)** また非常勤講師向けに教務案内を作成し、各学科・専攻課程の教育目標を明示し理解を図っている。**(提出 - 2)**

これらの各学科・専攻課程の教育目的・目標は毎年度、年度末の学科・専攻会議において論議され、本学の教育活動が地域からの期待に応えるものになっているかどうかを点検し、必要がある場合には修正を行っている。また年2回開催されている地域連携会議において、これら各学科・専攻課程の教育目的・目標及びシラバスの概要等を説明し、高等学校関係者を含む委員からの意見を求め意見交換を行うという形で、学外者の視点からの点検・検討を定期的に行っている。幼児教育保育学科の在学生については、実習に関する打ち合わせ会等を通じて実習園との連携と情報共有を密にしているほか、保育現場が求める資質形成を本学の教育目的・目標及びそれに基づく指導に反映させるよう、常にその把握に努めている。附属園との関係では、実習の質向上に関する合同での会議の場を設けているほか、本法人として「求められる保育者像」を明らかにするための短大教員と附属園教員合同の研修会を開催している。また理事長のリーダーシップの下で、高校・短大・附属園を要する学園として一貫した保育者養成に取り組む学園連携プロジェクトが始動しており、2021年度から三田松聖高等学校に「保育探究コース」が開設された。**(備付 - 13)**

【区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は「建学の精神」と「湊川短期大学教育指針」を基に、「湊川短期大学教育目標」を策定している。これは教職員全員が参加した議論を基に作られたものであり、教職員には形成したい学生の人間的な力を意味すると同時に、学生には自分が在学期間の学修を通じて獲得する職業人・社会人としての基本的な資質・能力(学修成果及び到達目標)を定めたものである。この文章は、「建学の精神」を構成する「i 何事にもくじけぬ不屈の精神」「ii 誠をもって貫き通す強い意志の力」「iii 平和を尊ぶ高い徳性と健全な心身」「iv 新時代に即応できる知性や技術」「v 有為な社会人」を、今日的な言葉に置き換え、よ

り具体的な資質・能力として定めている。

- ① 自分の目的に向けて前向きに努力することができる (i に対応)
- ② 人権意識を持ち、人の痛みを知り、人に心を寄せることができる (ii・iii に対応)
- ③ 人と協調して仕事(課題解決)に取り組むことができる (i・ii に対応)
- ④ 地域の課題を自分のこととして受け止めることができる (iv・v に対応)
- ⑤ 先を見通して必要な手順を組み立てることができる (iv・v に対応)
- ⑥ 積極的に自分の考えを表現することができる (v に対応)
- ⑦ 自分の生涯のキャリア形成に関心をもっている (i・v に対応)

各学科においては、学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて、以下の知識・技術・能力・態度を学修成果として定めている。(提出 - 1、2、5)

【人間生活学科】

学修成果：

- (1) 社会性と人権意識をもち、人と協調して課題解決に当たることができる
- (2) 医療、教育の職に求められる基礎的な知識や技能を修得し、それを現場で活かすことができる
- (3) さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする態度を有する
- (4) 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度をもつ
- (5) よりよい援助を行うために、自らを高め努力しようとする姿勢をもつ
- (6) 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する
- (7) 自分のこれからの人生に対する計画的で前向きな態度を有する

教育目標との関係：

湊川短期大学の教育目標に掲げる基本的資質・能力の形成を基に、生活科学の視点から心と身体の健康に関する知識と技術を修得する (1、2) ことにより、広い視野に立ちながら協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成する (3、4、5)。あわせて自らの人生を見通し、自己実現に向けて努力する意欲を育てる (6、7)。

【幼児教育保育学科】

学修成果：

- (1) 地域の幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有する
- (2) 仲間と協同しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献ができる
- (3) 子どもの成長・発達に向き合うことができる
- (4) よりよい幼児教育・保育のために努力することができる
- (5) 自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

教育目標との関係：

仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力及び使命感と責任感を備えた有為な人材を育成する (1、2)。あわせて子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度 (3)、よりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢 (4)、自分の人生を前向きに考えていく気持ち (5) を育てる。

以上の学修成果は、学内向けには学生便覧及び履修ガイドによって、学外向けにはウェブサイトにおいて広く表明している。(提出 - 1、5、7)

短期大学は学校教育法において、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること」を目的とする 4 年制大学とは異なる大学の一種と位置づけられており (第 108 条)、この観点から人間生活学科では、定例の学科会議 (毎月 2 回実施) において、学生の学修成果の点検及び評価を行っている。特に、免許・資格の取得に必要な単位の履修・修得状況については精査を行い、教育水準の向上に努めている。幼児教育保育学科では、定例の学科会議 (毎月 1 回以上実施) において、学生の学修成果の点検を行っている。特に、免許・資格の取得に必要な単位の履修・修得状況について半年ごとの精査を行っている。(備付 - 17)

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学は卒業・学位授与（ディプロマポリシー）、カリキュラム（カリキュラムポリシー）、入試（アドミッションポリシー）に関するいわゆる三つの方針を、一貫性をもったものとして（ディプロマポリシー→カリキュラムポリシー→アドミッションポリシー）策定し公表している。

人間生活学科、幼児教育保育学科では、ディプロマポリシーを「学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士（人間生活学・幼児教育保育学）の学位を授与する」と定め、それぞれの具体的な要件を示している。またカリキュラムポリシーについても、「短期大学の教育指針、教育目標、人間生活学科・幼児教育保育学科の教育目標、同ディプロマポリシーに示す人材を育成するため、以下の方針でカリキュラムを編成する」と定め、それぞれの具体的な要件を示している。アドミッションポリシーは「建学の精神と短期大学の教育指針・教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を人間生活学科・幼児教育保育学科の学生として受け入れる」と定め、それぞれの具体的な要件を示している。（提出 - 1、2、5）

三つの方針は、2016 度末に学科会において議論を重ねて改訂されたものである。

本学全体及び各学科・専攻課程においては、全体的に三つの方針を踏まえてカリキュラム編成（教養科目や専門科目の設置など）が行われており、入学試験が実施されている。シラバスには、各教科目とディプロマポリシーとの対応関係が示されている。（備付 - 17）

三つの方針は、学内向けには学生便覧や非常勤講師向けの教務関係資料に掲載されており、学外向けにはウェブサイトに掲載して、広く表明されている。（提出 - 1、2、5）

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

特になし

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 8 自己点検・評価委員会組織図

提出資料 - 規程集

19 自己点検・評価委員会規程

備付資料 8 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開) 認証評価の結果

<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>

9 地域連携会議議事録及び資料 [2023 (令和 5) 年度] (地域連携に関する活動実績)

8 ウェブサイト「地域連携・生涯学習」(地域連携)

<https://www.minatogawa.ac.jp/local.html>

12 自己点検・評価報告書 [2021 (令和 3) 年度]

自己点検・評価報告書 [2022 (令和 4) 年度]

自己点検・評価報告書 [2023 (令和 5) 年度]

11 湊川短期大学活動計画実施報告集 [2023 (令和 5) 年度]

14 FD 資料 [授業評価アンケート高評価教員の授業の取り組み]

(2023 (令和 5) 年 9 月 21 日)

14 FD 資料 [湊川短期大学のアセスメントポリシー策定について]

(教授会 2018 (平成 30) 年 8 月)

15 地域連携会議委員名簿 [2023 (令和 5) 年度]

17 学科会議事録

18 湊川短期大学アセスメントポリシー策定要綱 (教授会 2018 (平成 30) 年 9 月)

19 アセスメント実施計画 (教授会 2018 (平成 30) 年 9 月)

24 授業評価アンケート結果及びコメントシート

20 FD・SD 実施計画・配布資料

78 各委員会議事録 (教務委員会議事録)

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、社会から期待される短期大学としての責務を果たすべく教育研究活動に取り組んできており、その質を保証するためのツールとして自己点検・評価に積極的に取り組んでいる。

本学には、自己点検・評価活動のための自己点検・評価委員会規程が作られており、この規程に基づいた自己点検・評価委員会が組織され活動している。自己点検・評価委員会の委員長は、学長が務め AL0 が副委員長を務めている。(提出資料-規程集 - 19 自己点検評価委員会) 具体的な活動としては、毎年、自己点検評価委員会による自己点検・評価の結果をまとめた報告書が作られている。(備付 - 11) 自己点検・評価活動の実施にあたっては、評価項目を当該の担当者が分担して実施するように配慮している。

年度ごとの湊川短期大学自己点検・評価報告書は、ウェブサイトに掲載されている。(備付 - 8、10)

本学の自己点検・評価活動は、自己点検・評価委員会の指示のもとで、毎年の自己点検・評価報告書を全教職員にその執筆分担が振り分けられて作成され、また課題を共有して解決にあたる態勢をとっている。「そこでは、課題解決の進捗状況を確認する態勢をとることを目的に、自己点検・評価の結果を課題一覧として集約し、年度末のチェックをすることになっており、改革・改善の進捗状況を確認する態勢をつくっている。前年度の自己点検・評価活動の結果を実績・残った課題・今年度の計画として記述し、その進捗を通年で確認するような仕様になっている。(備付 - 11)

本学では地域連携会議を組織し、三田市職員、高等学校・福祉施設関係者等が委員として参加している。同会議では、本学の地域連携の一環として教学に関わる現状を報告し、意見を聴取している。(備付 - 9、15) また自己点検・評価の一部として行われる学生による授業評価アンケートで評価の高い教員の授業の取り組みを全員で共有するFDを実施した。(備付 - 14)

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、2018年度から教育の質保証を目的にしたアセスメント体制構築の必要を自覚し、その取り組みを始めた。2018年8月のFDで「湊川短期大学のアセスメントポリシー策定について」を取り上げたほか、9月に「湊川短期大学アセスメントポリシー」を策定し、学修成果の拡充に向けた体制づくりに取り組み始めた。(備付 - 14、18、19) このポリシーでは、学生の入学から卒業に至る全課程を対象にし、①短大全体の教育の質保証（自己点検・評価委員会が担当）②学科・専攻・専攻科のカリキュラムの改善（教務委員会が担当）③授業科目の改善を目的にした研修（FD委員会が担当）の三層に分かれたアセスメントを実施することになっている。IR委員会は、それぞれのアセスメント活動をデータ提供の観点からサポートすることになっている。

このポリシー策定以前から、本学が行ってきたアセスメントには次のものがあつた。①年次の自己点検・評価活動を軸としたアセスメント（年次の自己点検評価・年次の課題報告集・法人への年度事業報告・入学者の動向調査）②基本文章等のアセスメント（学則・教育指針・教育理念の見直し、三つのポリシーの見直し）③学生の学修成果の点検（学生生活実態調査・授業評価・学生の学修行動学修時間調査・キャリア教育関連科目での学修成果の評価・教員が個別に行う授業評価。

2023年度においても、学生の授業評価アンケートや学生生活実態調査、学生の学修行動・学修時間調査が、従来からの自己点検・評価活動の枠組みで継続実施された。(備付 - 20、78)

以上の学修成果の査定方法の定期的な見直しに関わる取り組みとしては、FDでその課題の共有が図られたが、2022年度まで実施に至っていない。(備付 - 14)

以上の組織的な取組の外に、教育の質の向上を目的とした取り組みは教員個人、各学科・専攻課程の各段階において行われている。教員個人については担当教科において、教育内容の検討及び教材研究を行い、「学生による授業評価アンケート」や授業実施ごとの学生からのコメント評価等を参考に自主的に検証し授業改善につなげている。(備付 - 24) 各学科・専攻課程においては、それぞれの定例会議においてカリキュラムの見直しなどの機会に論議され、学科としての課題を明らかにする取り組みをしている。(備付 - 17)

このように、本学の学修成果の充実及び教育の質保証に関する自己点検評価ないしはアセスメント活動は、一定の取り組みを積み上げてきてはいるものの、必ずしも整理されたものになっているとは言い難いのが現状であり、効果も判定しにくい。十分とは言わないまでも本学において、PDCAサイクルの活用

は一定の成果を上げていると考えているが、さらに拡充する必要がある。

学修成果の充実と教育の質保証は短大としての存続の要であるとの自覚の下で、さらに継続した取り組みをする必要がある。

なお、学校教育法の改正や短期大学設置基準等の改正時は、短大事務局において必要な手続きを踏み、関係法令の変更内容などを適宜確認し、教職員への周知を含め法令順守に努めている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

- 1：現在は地域連携という観点から、教学に関する高等学校関係者の意見の聴取を実施しているが、自己点検・評価活動の趣旨に即して、意見聴取の範囲をさらにどこまで広げるかの検討が必要である。
- 2：アセスメントの手法についての点検は、2018 年度に外部講師を招いて学生の授業評価アンケートの有効性を検証したのに留まっている。定期的な点検が必要である。
- 3：IR 活動と連動させた、学生の学修成果の獲得を焦点とするアセスメント手法の開発が必要である
- 4：現状では多様に実施されている、自己点検評価及びアセスメントポリシーなどの自己点検の態勢を整理し相互に連動する態勢を構築することによって、PDCA サイクルをさらに有効に機能させる仕組みを工夫する必要がある。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- 1： 地域連携会議での教務関連事項についての意見聴取に加えて、高大連携という観点から同法人に属する三田松聖高等学校及び連携協定を締結している高等学校を中心に、意見を聴取する機会を増加する。
- 2： 外部専門家の指摘を受けた修正・施行の結果を踏まえて、数年に一度の点検を行う。
- 3： 現状では、教職員の間に IR についての理解やその必要性についての認識が、十分に確立されていない。他の短大での動向を調査しつつ、理解を深める努力を続ける必要がある。
- 4： 自己点検・評価活動の内容及びアセスメントポリシーに基づくアセスメント項目と、各学科・専攻課程及び各教員が個別に行っているアセスメント事項の重複関係を精査し、PDCA サイクル活用により取り組みやすい態勢構築に取り組む。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

様式6ー基準Ⅱ

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

- 提出資料
- 1 学生便覧 [2023 (令和 5) 年度]
 - 3 大学案内 [2024 (令和 6) 年度]
 - 4 学生募集要項 [2024 (令和 6) 年度]
 - 5 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開)
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 5 ウェブサイト「湊川について」(シラバス・履修ガイド)
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html#scroll-10>
 - 7 履修ガイド
 - 9 総合型選抜ガイド (A0) [2024 (令和 6) 年度]
 - 24 教授会議事録

提出資料 - 規程集

- 42 長期履修学生規程

備付資料

- 8 ウェブサイト「湊川について」(学修情報の公開) 学修行動・学修時間調査
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.htm>
- 8 ウェブサイト「TOP」(科目&カリキュラムツリー)
https://www.minatogawa.ac.jp/pdf/cur_01_2405.pdf (人間生活学科)
https://www.minatogawa.ac.jp/pdf/cur_02_2405.pdf (幼児教育保育学科)
- 8 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開) 入学・卒業に関する情報
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.htm>
- 8 ウェブサイト「入試情報等」(入学金・学費・奨学金)
<https://www.minatogawa.ac.jp/exam.html#exam-fee>
- 8 ウェブサイト「入試情報」(オープンキャンパス・学校見学会)
<https://www.minatogawa.ac.jp/exam.html>
- 8 ウェブサイト「教育情報の公開」(学修情報の公開) 卒業生・事業所アンケート
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html#college-open>
- 13 委員会・ワーキンググループ・センター委員担当者表
- 17 学科会議事録
- 21 卒業認定時の履修単位数及び個人成績表 (教務資料)
- 22 資格試験合格者数 (教務資料)
- 23 入試実施要領
- 24 授業評価アンケート集計結果及びコメントシート
- 25 幼稚園教諭・養護教諭免許状取得者数 (教務資料)
- 26 卒業生進路・就職先一覧
- 27 卒業生の職場での能力発揮に関する本人の意見及び職場上司の意見調査報告
- 28 三田松聖高等学校教育懇談会議事録 [2023 (令和 5) 年度]
- 29 実習記録用紙
- 30 履修カルテ
- 31 教育実習評価票
- 32 臨床実習評価票

- 33 自己評価シート（幼児教育保育学科）
- 49 専任教員履歴書・業績調書
- 51 非常勤講師一覧

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学は下記のような形で、学生の短期大学士としての卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）を明確に示し、学修成果の基準と対応させながら認定・授与を決定している。

人間生活学科のディプロマポリシーは、学修成果と対応させながら以下の通り定められている。（対応関係を矢印にて示す）。

また学則では「学科の教育研究上の目的」（第5条の2）及び「卒業の要件」（第23条）「資格の取得」（第24条）「卒業の認定及び学位」（第25条）が定められており、その下に「成績評価に関する規程」（第2章）を含む教科目履修規程が定められている。ディプロマポリシーは、これら卒業・学位授与・資格修得・成績評価に関する制度として実施される、学生の学修に関する大きな方針及び要件を示している。

人間生活学科：

学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士（人間生活学）の学位を授与する。

- ① 心身の健康に関する専門的な知識や技術・技能を修得する → 学修成果②に対応
- ② 人の健康に携わる使命と責任を自覚し、学科の教育課程を修了して得た専門的な知識・技術を、実践的場面で活かすことができる → 学修成果②・④に対応
- ③ 人とコミュニケーションをとり、協調して課題解決できる能力を見つける → 学修成果①・③に対応
- ④ 地域社会の課題を自分のことと受け止め、健康問題を主とした課題の解決に取り組むことができる → 学修成果⑥に対応
- ⑤ 人権尊重の意志をもち、自己の資質能力を磨き、自分の目的に向かって前向きに努力することができる → 学修成果③・⑤・⑦に対応

* 学修成果：

- ① 社会性と人権意識をもち、人と協調して課題解決に当たることができる
- ② 医療、教育の職に求められる基礎的な知識や技術を修得し、それを現場で活かすことができる
- ③ さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする態度を有する
- ④ 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度をもつ
- ⑤ よりよい援助を行うために、自らを高め努力しようとする姿勢をもつ
- ⑥ 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する
- ⑦ 自分のこれからの人生に対する計画的で前向きな態度を有する

幼児教育保育学科のディプロマポリシーは、卒業の要件及び学位取得の方針を明確に示している。これらの方針は、学則・教科目履修規程等によってさらに具体的、詳細に規定されている。

幼児教育保育学科：

学則に規定する卒業要件を満たし、以下の資質・能力を身につけた学生に、短期大学士（幼児教育保育学）の学位を授与する。

- ① 幼児教育・保育に関する専門的な知識や技術・技能を修得する→ 学修成果②に対応
- ② 幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有し、仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることができる→ 学修成果①・②に対応
- ③ 一人一人の子どもの成長・発達に向き合うことができる→ 学修成果③に対応
- ④ よりよい幼児教育・保育の実現のために努力することができる→ 学修成果④に対応
- ⑤ 自分のこれからの人生の展望を前向きに探求することができる→ 学修成果⑤に対応

*** 学修成果：**

- ① 地域の幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有する
- ② 仲間と協同しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献ができる
- ③ 子どもの成長・発達に向き合うことができる
- ④ よりよい幼児教育・保育のために努力することができる
- ⑤ 自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

各学科・専攻課程のディプロマポリシーは、学校教育法に基づく学位（短期大学士）の授与に関わる基準であり、元々国際性・社会性を有している。またそのディプロマポリシーは、文部科学省の掲げる「各専攻分野を通じて培う『学士力』」、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」、OECD（経済開発協力機構）の提唱する「キーコンピテンシー」や中央教育審議会の諸答申を踏まえて策定されており、時代の要請に応える社会性と国際性を有している。

これらのディプロマポリシーは、2015年度に策定された「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」に基づいて定められたが、2016年度末に新たに改定した。本学では組織の改組が進行中であることもあり、各学科・専攻課程の会議で定期的に議論し見直している。またこの見直しと改定は、自己点検・評価活動の一環としてルーティーン化されている。（提出 - 1、5）

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学は、カリキュラムポリシーを下記の通り明確に定め公に示している。各学科のカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーと対応させながら次のように定められている。

人間生活学科：（提出 - 1、5）

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、及び自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する
→ ディプロマポリシー ②・⑤に対応
- ② 人の健康に関する専門的な知識及び技術を身につけることができる、専門科目を設置する
→ ディプロマポリシー ①に対応
- ③ 学内での学びを地域の健康教育活動の実践に結びつけ、専門職としての使命感と責任感を養い、これからの課題を発見する場として学外実習を位置づける
→ ディプロマポリシー ①に対応
- ④ 学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる
→ ディプロマポリシー ③・④に対応

幼児教育保育学科：(提出 - 1、5)

- ① 幅広い教養、大学での自主的な学びへの理解、人と協調できる社会性、及び自己のキャリア形成に対する意識を育てるため、教養教育科目を設置する
→ ディプロマポリシー ⑤に対応
- ② 幼児教育・保育の職に求められる専門的な知識や能力を身に付けるため、専門科目を設置する
→ ディプロマポリシーP①・③に対応
- ③ 学内での学びを幼児教育・保育の実践に結びつけ、専門職としての使命感と責任感を養い、これからの課題を発見する場として学外実習を位置づける
→ ディプロマポリシーP ②・③・④に対応
- ④ 地域社会に貢献することができる知識及び技術を身につけることができるよう、地域創造関連科目を設置する
→ ディプロマポリシー⑤に対応
- ⑤ 学修の評価にあたっては、修得した知識・技能だけではなく、人と協調し前向きに努力する姿勢も考慮に入れる
→ ディプロマポリシー②に対応

各学科の教育課程は、次のようにそれぞれの学修成果と対応させながら、短期大学設置基準に従って体系的に編成されている。

人間生活学科の授業科目は、一般的な教養や社会性の修得及び汎用的な能力の育成を目的とした教養教育科目と、養護教諭・医療秘書事務・食育・心理のスペシャリストとして求められる専門的な知識や技術の育成に重点を置いた専門教育科目に大別される。養護教諭の専門性を身につけるための専門教育科目は文部科学省が定める基準に基づいて編成されている。医療秘書事務や食育のスペシャリストとしての専門的な知識及び技術を身につけるための専門教育科目は、各協会等が定める基準に基づいて編成されている。これらの科目は履修ガイドにおいて区分が明確に示されている。

幼児教育保育学科の授業科目は、一般的な教養や社会性の修得及び汎用的な能力の育成を目的とした教養教育科目と、幼児教育・保育のスペシャリストとして求められる専門的な知識及び技術の育成に重点を置いた専門教育科目から構成されている。幼稚園教諭の専門性を身につけるための専門教育科目は文部科学省が定める基準に基づき、また保育士の専門性を身につけるための専門教育科目は厚生労働省が定める基準に基づいて編成している。

専門教育科目を根底から支える教養教育科目（日本国憲法、茶道Ⅰ・Ⅱ、キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ、コンピュータ基礎演習Ⅰ・Ⅱ、英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ、体育実技、体育講義、基礎ゼミⅠ・Ⅱ、データサイエンス入門といった教養科目）が配置され、カリキュラムポリシー①として機能している。さらに、カリキュラムポリシー②に多く関わる専門教育科目が加わる。そこでは、幼稚園、保育所、施設などで必要となる知識や技術を講義や演習により学んでいくが、最終的には長期にわたる幼稚園、保育所、施設実習を経験することにより幼稚園教諭・保育士としての実践力を身につけ、専門職として

の責任を自覚できるよう編成されている。また、カリキュラムポリシー③に示した自ら考え、判断、対応していく能力を育成するため、アクティブ・ラーニング科目の「専門ゼミ」を設置するなどして、体系的な教育課程を編成している。(提出-7)

本学では、短期大学設置基準に基づいた単位認定を実施、判定している。卒業するためには2年以上の在学が必要であり、卒業必要単位は62単位以上である。そのうち教養教育科目は12単位以上、専門教育科目は42単位以上、教養教育科目及び専門教育科目より任意に8単位以上履修することとしている。履修登録できる単位数の上限は、1年において55単位と定め単位の実質化に努めている。

各学科における成績評価は、シラバスに示されている単位認定の方法及び基準に基づき、科目担当教員によって評価・判定されている。教務委員会は各学科・専攻課程の会議を通じて、シラバスに示した基準を厳格に適用した評価をするよう求めている。学生の成績は学科教員が閲覧できるようになっており、学期ごとに教務学生課から提示される専攻課程の学生全員のGPA値を、学科会や専攻会において確認し、次の指導につなげることができるようになっている。(提出-7、8)

シラバスの項目は、「授業の到達目標」・「各回の授業内容」・「授業外学修(予習復習)の内容・時間」・「授業時間数」・「単位認定の方法及び基準」・「使用テキスト(購入必須)・参考書等」のほか、「授業の目的・ねらい」・「授業全体の内容の概要」・「学生へのフィードバック」等であり、必要な事項が明示されている。各項目の記載内容は、年度が始まる前に教務委員会が行うシラバスチェックによって見直され、必要な修正・改善を定期的に行っている。(提出-8)

本学の教員は、短期大学設置基準第23~25条に定める「教授・准教授・講師の資格」に基づいて選考・採用され適宜配置されている。開講科目には最適な人材を当てるために、提出された個人調書の個人履歴や、研究業績から検討され、それぞれの専門領域に適合する教員配置が行われている。養護教諭二種免許状の取得を目指す学生に関する専門教育科目には中学校・高等学校教員免許状や養護教諭免許状を有している現場経験の豊かな教員を配置し、実践を踏まえた専門教育の強化を図っている。また、幼稚園・保育所・施設に進路を目指す学生に関する専門教育科目には、幼稚園教諭免許状・保育士資格を有している現場経験の豊かな教員を配置し、実践を踏まえた専門教育の強化を図っている。(備付-49、50)

人間生活学科の教育課程の編成はカリキュラムポリシーに準じて行われているが、教育の場において十分な学修効果を得られない場合や、学生の特性の変化により教育内容の見直しが必要な時は、学科長及び課題意識を持った各教員からの発議に基づき、学科会で議論されている。特に基礎ゼミⅠ・Ⅱにおいては、本学科の学修成果として掲げている仲間や集団との協調、人と協調して課題解決にあたるといった力の獲得に向けて、毎年その内容や体制の見直しを行っている。このような教育課程の見直しと評価の結果は、カリキュラムポリシーへフィードバックされている。

幼児教育保育学科では、編成した教育課程の実施において十分な学修効果を得られない場合や、学生の特性の変化により教育内容の見直しが必要な場合は、学科長、課題意識を持った各教員からの発議を基に、定期的に行われる学科会で議論されている。特に、総合教育科目の関連科目である基礎ゼミⅠ・Ⅱにおいては、本学科の学修成果を学生が着実に獲得できるよう、その内容や体制の見直しを毎年繰り返してきている。この見直しの結果は、カリキュラムポリシーへフィードバックされている。(備付-17)

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

本学の教育課程は、高等教育機関らしい幅の広い視野を持ち、人間性豊かな有為な人材育成を目指す立場から、短期大学設置基準に従い充実した教養科目の編成に努めている。

本学の教養教育科目は、「日本国憲法」「茶道Ⅰ・Ⅱ」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」「コンピュータ基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「体育実技」「体育講義」「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」「データサイエンス入門」が開講されている。「日本国憲法」の幅広い教養を培うことを目的とする科目のほか、「茶道」など、本学独自の特色ある科目を編成している。後者はアクティブ・ラーニングを取り入れた、体験型の新しい教育方法に基づく科目である。さらに「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」のように、キャリア教育関連の科目にも力を入れている。「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」や「データサイエンス入門」等は、専門ゼミに繋がる基礎教養として開設されている。(提出-7)

教養教育と専門教育との関連では、「日本国憲法」「コンピュータ基礎演習Ⅰ・Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「体育実技」「体育講義」等が、養護教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状取得の必須科目として開講されているほか、「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」「データサイエンス入門」は2年次の専門的な卒業研究に向けた指導系統として配置されている。また「日本国憲法」「茶道Ⅰ・Ⅱ」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」などは、専門教育ないしは社会人として求められる幅広い人間力(社会人力)・行動力の育成を目的としている。(提出-7)

教養教育の効果については、授業評価アンケートに含まれる教養教育関連科目の結果を基に、それぞれの担当者による授業内容の理解と成果の判断・評価が行われている。この授業評価アンケート結果は、本学のアセスメントポリシーの一環に位置づけられ、その結果の分析と共有をFD活動として展開している。教養教育の効果の測定・評価の手法として本学が実施しているのは、現在までのところ上記の授業評価アンケートがあるのみである。しかし、それも学生の自己評価としてルーティーン化が可能になったところであり、教養教育の効果を入学期から卒業時までの経年的な視点の測定・評価の手法としては確立できていない。手法の開発という観点から、教養教育を効果測定し評価するシステムをさらに検討し、取り組む必要がある。(備付-24)

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

本学は短期大学設置基準に基づき、職業と实际生活に資する能力と資質の形成に力を注いでいる。とりわけ本学は2016年からキャリアセンターを設置し、授業科目にも「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を設けて、学生が一生にわたり職業を人生の一部に積極的に位置づけることが出来るようにする教育に取り組んでいる。

学科の設置と一体になった教養教育と専門教育を基にした職業に接続する職業教育の実施体制は、人間生活学科の教育課程として、カリキュラムポリシーに示された方針を実現するために一般教養科目の上に、養護教諭コース・医療秘書事務コンピュータコース・食育健康コース、心理デザインコースに分かれた教育課程を編成し、それぞれの免許・資格等に必要の専門教育を網羅しながら、実習等を通して実践力を育てる職業教育を実施している。幼児教育保育学科では、カリキュラムポリシーに基づき教養教育の上に、文部科学省及び厚生労働省の定める専門職資格(幼稚園教諭二種免許状・保育士資格)の取得に必要な教育課程を編成し、実習を含む実践力を育てる職業教育を実施している。(提出-7)

職業教育の効果測定・評価は、人間生活学科では養護教諭コース・医療秘書事務コンピュータコース・食育健康コース・心理デザインコースごとに求められる、職業または实际生活に必要な能力の獲得に関係づけて実施している。養護教諭コースにおいては、教員採用試験対策時間を増やしながら、合格

率を上げることが評価基準として改善に取り組んでいる。医療秘書事務コンピュータコース、食育健康コース、心理デザインコースにおいてもそれぞれに関連する資格を複数取得することを基準として、職業教育の効果の測定・評価を実施している。これら4つのコースの学生の職業教育では、その専門性や学生の特性を就職に結びつける必要から、キャリアセンター及びキャリア教育関連の授業（キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ）と連携した指導に取り組んでいる。2023年度の卒業生は、ほぼ全員が認定こども園・小学校等の養護教諭・医療機関での医療事務・一般企業等への就職を果たしている。

幼児教育保育学科では職業教育の効果の測定・評価は、学生が取得する幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得状況に加えて、リトミック指導資格2級認定希望者に必要なリトミック研究センターが指定する授業科目の単位の修得状況、同センターが実施する認定試験への合格率などを根拠に実施している。（備付-8、21、22、25）

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学は以下のように学修成果と対応させながら、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を明確に示している。対応関係を矢印で示す。

人間生活学科：（提出-1、5）

建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を人間生活学科の学生として受け入れる。

- ① 自ら学び、考えようとする意識をもち、大学での専門的な学修への意欲をもつ
→学修成果②に対応
- ② 人の健康に関する課題に関心をもち、地域や社会に貢献しようとする意志をもつ
→学修成果①・②・③・⑤・⑥に対応
- ③ 自らの目標を達成するために、計画的・前向きにものごとに取り組むことができる
→学修成果④・⑦に対応
- ④ 学科での学修に必要な基礎的な学力を備えている
→学修成果②に対応

* 学修成果：

- ① 社会性と人権意識をもち、人と協調して課題解決に当たることができる
- ② 医療、教育の職に求められる基礎的な知識や技術を修得し、それを現場で活かすことができる
- ③ さまざまな年齢の人に対して、相手を尊重して接しようとする態度を有する
- ④ 支援を必要とする人に必要な援助方法を見つけ、行動しようとする態度をもつ
- ⑤ よりよい援助を行うために、自らを高め努力しようとする姿勢をもつ
- ⑥ 地域を支える社会人としての使命感と責任感を有する
- ⑦ 自分のこれからの人生に対する計画的で前向きな態度を有する

幼児教育保育学科：(提出 - 1、5)

建学の精神と短期大学の教育指針、教育目標に共感し、以下の条件を満たす人物を幼児教育保育学科の学生として受け入れる。

- ① 心豊かであたたかな感性をもち、仲間とのつながりを大切にすることができる
→ 学修成果②に対応
- ② 幼児教育・保育の職に就くという目標をもち、その目標を達成するためにくじけることなく学ぼうとする意志をもつ
→ 学修成果①・⑤に対応
- ③ 子どもにかかわることが好きで、子どもの可能性を信じていることができる
→ 学修成果③に対応
- ④ 学科での学修に必要な基礎的な学力を備えている
→ 学修成果④に対応

* 学修成果

地域の幼児教育・保育に携わる使命感と責任感を有する
仲間と協同しながら、修得した知識・技術を活かした社会貢献ができる
子どもの成長・発達に向き合うことができる
よりよい幼児教育・保育のために努力することができる
自らの人生について目標を持ち、目標の実現に向けて努力することができる

本学のアドミッションポリシーは 2016 年度に見直しが行われたものが、学生募集要項・総合型選抜(AO)ガイドに記載されている。また、本学のウェブサイトでも公開しており、受験生に対して明確に示されている。アドミッションポリシーは学生が本学への入学を希望するにあたり、入学前に高等学校での学修成果として身につけておくべき能力・資質を明示するものであり、入学試験等において短大が問う「学力の3要素」を具体的に裏づける評価の基準である。本学が採用している、総合型選抜(AO)・総合型選抜(自己推薦)・学校推薦型選抜・一般選抜・社会人特別選抜における入学者選抜は、アドミッションポリシーに従って実施されている。諸入学試験の実施にあたっては、入試問題の作成・実施・面接・判定の各段階において、アドミッションポリシーを受験生の適性や能力を判定・判断する基準とした運営をしている。(提出 - 4、5、9)

本学は高大接続の観点から「学力の3要素」を重視し、判断力や行動力、考える力や表現する力などの知識に限定されない多様な能力を重視する選抜方法の開発に取り組んでいる。入試判定にあたっては、あらかじめアドミッションポリシー及び「学力の3要素」を組み込んだ評価基準が項目化して設けられており、公正・適切な入試が実施されている。(備付 - 23)

本学は大学案内・学生募集要項・ウェブサイト等で、授業料及びその他経費について明示しており、オープンキャンパスにおいても相談コーナーを設けて説明にあたっている。(提出 - 3、4、備付 - 8)

アドミッション・オフィスについては、専門の部署ではなく学科教員と入試広報担当の職員で構成する入試広報委員会運営している。(備付 - 13)

実際の入試関係の問い合わせ(個人・高等学校等)に対しては、基本的に短大事務局総務課で受付をし、入試広報担当職員を中心とした事務局としての対応が適切に行われている。問い合わせの内容が重要なものである場合には、必要に応じて入試広報委員長・副委員長・学長へと問い合わせ内容が報告され、事務局を含む組織的な検討を踏まえた回答が速やかに返される仕組みができている。

アドミッションポリシーは地域の高等学校の代表者をメンバーに含む地域連携会議で紹介され、意見聴取が行われ毎年の点検に役立てられている。とりわけ 2021 年度から幼児教育及び保育を法人共通の分野を学びの柱とした高大幼保接続の「保育探究コース」が開設され、保育分野に進学する生徒・学生向けの新たな入試制度も開始した。(備付 - 8)

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学の学修成果は、すでに見てきた通りの内容で構成されており、学生の目線から見て理解しやすく、また自己の到達目標として分かりやすいように工夫され、策定されている。

人間生活学科の学修成果には具体性があり、医療・福祉・教育の場において必要とされる専門的な知識・技術を修得し、変化する社会に対応できる実践力を身につけた人材養成を学科教育目標に掲げ、学修成果の獲得をめざしている。同学科は、生活者の権利を尊重する精神を基盤に、生活科学の視点から心と身体の健康に関する知識と技術を修得することにより、広い視野に立ちながら 協調して地域の生活者の健康管理に寄与することができる人材を育成することを具体的な学修成果として示している。また学科の教育目標には、自らの人生を見通し自己実現に向けて努力する意欲を育てることが掲げられており、人間力の面からの学修成果を具体的に示している。

幼児教育保育学科では、仲間と協同して地域の幼児教育・保育を支えることのできる、社会性と実践力及び使命感と責任感を備えた有為な人材に求められる資質・能力の形成・獲得を、めざすことで学修成果を具体的に示している。あわせて子どもに寄り添いその成長に向き合っていく態度、よりよい幼児教育・保育のために努力できる姿勢、自分の人生を前向きに考えていく気持ちを育てる人材養成を教育目標に掲げ、人間的な力の面から学修達成すべき学修成果を示している。(提出 - 1 pp. 30 - 31)

本学の学修成果は、2 年間の修学期間での学生教育及び本人の学修によって達成できるものとして設定されており、カリキュラム編成を始めとする学生指導によって獲得可能な諸能力を示している。

人間生活学科では、入学から卒業までの2 年間の教育課程は、定められた学修成果の獲得を目指して、基礎知識・技術の理解から実践・応用力の養成へと順次、無理なく身につくように配置されている。2 年間の教育課程はカリキュラムツリーとして提示されており、学生が受講するカリキュラム全体を通してどのように身につけていけるのかが、明確に可視化されている。学校や病院・施設等との連携や短大教員間の連携を通して、学生が自ら学修成果の獲得に向けて前進することやその成果を自分の職業生活の中で活かしていく展望が持てるよう、教育・指導体制を構築している。学修成果が具体性をもつことは、入学した学生が「短期大学士（人間生活学）」の学位を手に入卒業していくことや、その9 割以上の学生が医療・福祉・教育の職に就き、専門職として就業していることに示されているといえる。また、2016 年度の長期履修制度導入によって、個人のペースに合わせて履修し、学修を進めることが可能となった。このことは、学生の学修成果の獲得を容易にする制度改革であるといえる。同学科においては、2 年間の教育課程は基礎知識・技術の理解・修得をした上で、応用的知識・実践的技術を修得できるように配列されており、学修成果の獲得が可能なよう配慮されている。医療秘書事務系資格・コンピュータ技能系資格・食育系資格・心理系資格については、基礎的資格から応用的資格へと順に受験できるよう関連科目を配置し、さらに受験対策講座を開講、それぞれに合った資格取得が可能となるよう、配慮されている。養護教諭免許状については2 年生前期に学外実習を計画し、実習に向けて学内での事前・事後学修を行った上で実習に出るよう配慮されている。また養護教諭免許状取得希望学生に対しては、履修カルテを用いて学修成果の達成状況を自ら確認し、学修成果の達成が可能となるよう、成績発表時等に面談を行い、助言指導を行う体制がとられている。またその情報を教員が共有し、連携して学生指導を行うことにより、学生の学修を全方向から支援する態勢がとられている。養護教諭免許状取得を目指す学生で、健康状態や学修意欲の減衰等により学修が滞るような場合には、教員が随時、面談指導に当たりコース変更を含む解決策を講じている。(提出資料-規程集 42 長期履修学生規程)

幼児教育保育学科では2 年間の教育課程の履修によって、学生が無理なく学修成果を獲得できるよう、基礎知識・技術の理解から実践・応用力の養成へと段階を追って、系統的にカリキュラムが配列されている。それらはカリキュラムツリーによって、学生が履修するカリキュラム全体の構造と意味が理

解できるよう配慮され、身につく力とスキルが可視化されるよう配置されている。加えて、附属幼稚園・保育所との緊密な連携及び法人外の実習先の幼稚園・保育所・認定こども園・施設等との連携を図ることや、短大教員間の連携・共同授業の実施等を通して、上記学修成果が有効に定着できるよう教育・指導体制の強化・整備に取り組んでいる。社会人としての実生活に資する資質・能力の獲得と、幼児教育・保育の専門職としての資質・能力の獲得を目指す学生の努力が、卒業時に「短期大学士（幼児教育保育学）」の学位とともに「幼稚園教諭二種免許状」「保育士資格」（いずれも国家資格）として結実することは、それを導くものとして提示する学修成果の有効性を示している。また実際に、9割以上の学生がこれらの公的資格取得を基に、幼稚園教諭・保育士・施設職員等の専門職に就き、社会に貢献していることも同様である。（提出 - 1、5、備付 - 8、21、22、25）

本学が設けている学修成果は GPA 分布を使うなど測定が可能であり、その結果を学生の学修指導に活用している。

人間生活学科の学修成果の測定は学修成果を分かりやすくするために、各教科の単位修得状況とそれを 5 段階に数値化した GPA 値で表示し、学期ごとに本人と保護者に通知している。また、各種実習における実習評価票の記録も実習の学修成果を示すものであり、その開示は、学生にとっては、自己を知り、次の実習への意欲をかきたてるものとなっている。特に教職課程においては養護教諭二種免許状履修カルテを作成し、専門性の理解について 1 年次と 2 年次において自己評価を行っている。各科目の単位認定における成績評価方法を各シラバスに明記し、それに従って成績評価をし、秀・優・良・可・不可の判定をしている。さらに、各期の GPA 値及び累積 GPA 値は成績表に表し、学生による学修成果の確認にあてられている。食育健康コースや医療秘書事務コンピュータコース、心理デザインコースにおいて関連の資格を取得する学生は、資格認定機関が実施する認定試験等を受験することが求められる。そのため認定試験の結果で学修成果を測定しているといえる。受験後、各試験の振り返りを行うことによって学生自身の学修成果の確認にもつながるといえる。

幼児教育保育科では学修成果を分かりやすくするために、各教科の単位修得状況とそれを 5 段階に数値化した GPA 値で表示し、学期ごとに本人と保護者に通知をしている。幼稚園実習・保育所実習・施設実習における実習評価票の記録も実習の学修成果を示すもので、その開示は学生にとっては自己を知り、次の実習への意欲をかきたてるものとなっている。特に教職課程においては幼稚園教諭二種免許状履修カルテを作成し、専門性・保育技術の理解について 1 年次と 2 年次において自己評価を行っている。保育実習についても、実習担当の教員記述の実習訪問報告書を用いた学生の学修成果の判定・評価を行っている。（備付 - 29、30、31、32）

〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学は学修成果獲得の進捗状況について、客観的根拠を基に把握することを重視しようとし、GPA や授業評価アンケートなどを実施しているが、予算の関係から整備しきれないデータも存在しているため今後の検討の余地が残っている。本学は全学科・専攻課程において GPA 分布を取り入れており、教育課程の学修成果を各教科の単位修得状況とそれを 5 段階レベルに数値化した値で表示し、学生指導に活用している。授業評価では授業評価アンケートを每期ごとに実施し、結果を数値化したうえでグラフとして示すことによって、教員の教育活動の学生から見た成果の確認にあてている。（備付 - 24）

学期 GPA の分布状況は学科内で共有し学生指導に役立てている。特に養護教諭コースでは、1 年生後期の累積 GPA 値を養護教諭二種免許状取得のための学外実習可否の基準のひとつに位置づけ、活用して

いる。他コースについても学修成果修得状況の確認と適切な資格受験指導等に活用している。

幼児教育保育学科では、1年生後期の累積 GPA 値を、保育士のための学外実習の可否を決める指標として活用しているが、これ以外にこの手法を使うことについては対応しきれていない。(提出 - 7、備付 - 30、31、32)

学生調査や学生による自己評価等の資料の活用については、例示された項目の一部を実施しているのが実態である。実施しているのは、学生調査・学生の自己評価・同窓生及び雇用者への調査・就職率である。インターンシップ及び留学については、該当者がいないため実施していない。その他編入学率や在籍率・卒業率については、実数による動向の把握に留まっている。なおこれら学生の動向に関する基本データは、ウェブサイト上に公表されている。学生調査は、年度末に実施する学生生活実態調査の中に学修に関する項目が含まれるに留まるのみであり、それも学修成果に関わるデータとして活用するには至っていない。同窓生・雇用者への調査はキャリアセンターがアンケート調査を実施しており、その結果は教授会・FD で共有されている。またキャリアセンターでは定期的に就職率の把握を行っており、その結果は教授会で報告され、全教員に共有されている。(提出 - 24、備付 - 8)

人間生活学科では、GPA 値を学修成果の確認に使用し、チューター等が学生指導に活用している窓生・雇用者への調査の結果について、本学卒業生の課題として挙げられた点は授業、特にキャリアデザイン、基礎ゼミにて学生へフィードバックすることで課題解決につなげられるよう活用している。さらに、就職率等に関しては、早期から就職活動の状況把握や就職未決定者の学生情報を共有するため、学科会で継続的に情報共有しており、学生指導に活用できている。

幼児教育保育学科においては、GPA 値を学修成果の確認に使用し、チューター等が学生指導に活用している。また、実習後には自己評価を行い、実習先からの評価と合わせて資格取得に向けた学修状況を学生が自己確認できるようにしている。同窓生、雇用者へのアンケート調査をキャリアセンターを通じて行っており、教授会にて教員へ情報共有されている。就職率に関しては、学科会や教授会、キャリアセンターとも情報を共有し学生指導に活用できている。(備付 - 26、33)

学修成果の量的・質的データに基づく評価・公表は、前・後期ごとに実施する学生による授業評価アンケートの結果を図書館において公開・開示している。(備付 - 24)

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学はキャリア教育の充実を重視し、キャリアセンターを設置しており、卒業生自身及び、学生の学修成果に関する評価を行っている。専任の職員が常駐し、継続して求人が届いている就職先との間では日常的な情報交換の中で、卒業生の進路先からの評価を聴取している。また教員が学外実習巡回時に得た情報を、キャリアセンターへフィードバックすることもある。2017 年度から、過去 3 年間の卒業生の就職先事業所へアンケート調査を継続して実施している。アンケート集計結果は、教授会で報告し、教職員間で共有している。2017 年度以降、「まじめで我慢強いが柔軟性・自律性・行動力に難がある」「言われたことは頑張れるが、状況を判断し、主体的に行動する力が乏しい」に回答が集まり、「他者を受け止めることは長けてはいるが、自ら発信する力は弱い」というのが評価の大きな特徴である。事業所の主な回答の中には、基本的には大学の傾向というよりも、個人の特性によるところが大きいとの見解の上での回答であった。2022 年度以降、二次元コードを利用した調査を実施した。

(参考)

<2021 年度実施 卒業生就職先事業所アンケート調査 日時・対象・回収率>

日時：2021 年 11 月 20 日（月）～12 月 20 日（金）

対象及び配布・回収率 卒業生：12.6%(86/395) 事業所：61.4%(162/264)

＜2022 年度実施 卒業生就職先事業所アンケート調査 日時・対象・回収率＞

日時：2022 年 11 月 24 日（木）～12 月 24 日（土）

対象及び配布・回収率 卒業生:19.6%(63/322) 事業所:57.0%(133/233)

＜2023 年度実施 卒業生就職先事業所アンケート調査 日時・対象・回収率＞

日時：2023 年 11 月 1 日（水）～12 月 8 日（金）

対象及び配布・回収率 卒業生:19.2%(60/311) 事業所:59.3%(127/214)

（各年度同じ項目で、卒業生・事業者共に共通の質問で、前半の 8 項目は、コミュニケーション能力に関するもの、後半の 8 項目は、修得した能力の発揮に関するものである）

結果の考察

卒業生の自己評価と事業主の評価との乖離が大きいほど双方にストレスが蓄積し、良好な関係が難しくなる傾向になると判断出来る。

前回から質問紙による回答と二次元コードを利用した回答を選択可能にした。卒業生及び事業主、それぞれの評価項目について円グラフで見やすくなった。

卒業生の返信については、二次元コード入力の方が少し多くなっているが、事業所については、入力よりも質問紙への解答の方が依然多い。

・事業所の評価に関しては、大学への評価対象というよりは個人の資質によるところが大きく、本学の卒業生を継続して採用していない、または、複数の卒業生が在籍していない場合は、回答に苦慮しているようだ。

・ほとんどの項目で両者は近い評価になっているが、「幅広い教養が身についている」「問題発見、解決能力が身についているか」については、卒業生たちは「まあできている」と答えているが、事業主の評価はそこまで高くない傾向にあり、隔たりが大きい。

・特に「幅広い教養が身についている」については、過去の評価アンケートにおいても「本学学生は教養がない」と辛らつな意見が記載されていたこともあり、今後の課題であると考え。

ただ、教養に関しては、入学前までの環境によるところも多く、2 年間で充分得られることは難しいとも考える。

・「問題発見、解決能力が身についているか」については、個別の記述解答の中に前向きに捉えている卒業生についての記載もあったので、実習等を経験する中で、やりがいを見つけさせる機会を設けることが有効ではないかと考える。

・「他者との関係」、「まじめな人柄」、「我慢強い」、「柔軟性」、「行動力」などは両者の評価に差はあるものの卒業生たちの多くは好意的に評価されている。

また、大学への評価に対しても比較的好意的で、資格取得と就職に対しての期待を寄せていることがわかる。

・以前と比較して、記述式コメント欄へ好意的な記載が見られたのは大変良い傾向とは感じるものの、手間をかけてまで、就労者の母校からのアンケート調査への協力をする事業所は、そもそも好感を持っているか、強烈に悪い印象を持ちどこかへの捌け口を求めているかのいずれかであると考えられるため、何時でも真摯に教育に向き合う必要があると肝に銘じたい。

記述式の回答は集計して検討できないので、原文のまま記載する。

Q：他大学と比較して湊川短期大学の優れていると思われるところ

- ・真面目で実直、明るく素直・元気で優しい人が多い。協調性がある。
- ・問題に直面した時や臨機応変な対応が必要な時に、自ら動くことができる。
- ・コミュニケーション能力が高い。礼儀正しさ、あいさつ、返事ができる。勤務態度が良い。
- ・キャリア担当に相談しやすい。学生へのフォローが丁寧である。学生と先生との距離がなく、親しみやすい。
- ・忍耐強く壁にぶつかっても乗り越えられる力がある。
- ・自らの目標に向けてマネジメントする力、努力は素晴らしい。

湊川短期大学

- ・このアンケートのように卒業後も目を向け、今後の学生に活かされているところ。
- ・下宿生活をしているため自立が出来てしっかりした学生が多い。社会性がある。
- ・基礎基本が身についており向上心がある。
- ・地域に根差した大学運営・学生の育成。

Q: 他大学と比較して湊川短期大学の劣っていると思われるところ

- ・ピアノ・PCスキル・整理整頓が苦手な人が多い。また、技術面の不足がみられる。
- ・おとなしい反面自己主張が少ない。柔軟性・積極性に欠ける。
- ・仕事を継続する意志が弱い。挑戦することが苦手。
- ・提出期限を守れない。わからないことを確認せずそのまま進める。
- ・社会人としての資質・マナー・基礎的な学びに欠ける。
- ・コミュニケーション力・探求心。質問する力、自主的に学び、提案をするなどの行動力。
- ・文章表現が幼い、指摘をされてもなぜ指摘されているのか理解力が低。

Q: 湊川短期大学ではこれからどのような領域の教育が必要と思われるか

- ・ピアノ、音楽会や生活発表会の演出の実践。児童に対する指導方法。
- ・コミュニケーション能力・自主的な行動力。自身のメンタルヘルスケア。
- ・保護者支援、社会を支える分野。発達支援への理解。
- ・スクールカウンセラー、臨床心理士の育成。
- ・社会人として、常識を持った人間教育。教養教育。
- ・人間力を高める。コンプライアンス、ハラスメント等の教育。
- ・仕事の段取りを考え、企画し文章にまとめる力。
- ・積極性、音楽教育・整理整頓。利他の精神を身につける。
- ・物事に対して投げ出さず継続する力。
- ・法規等への理解力。

教授会で情報が共有されることから、学修成果の点検に用いている。就職先からのアンケート結果（意見）はもとより、学生の自己評価、在学中の成績判定資料等も含め、点検している。自己評価とのずれ（差異）について教員は把握している。「劣っている」「必要な教育」として挙げられている点については授業や基礎ゼミ等で強化する等、努めている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

- 5: 入学時から卒業時まで経年的な視点では、教養教育の効果を測定・評価していない。
- 6: 教養教育の成果を含め、教育評価における測定手法の一層の開発・検討が必要である。
- 7: キャリアセンターの調査項目について不十分なところもあるが、継続性を考えると全面改訂するときまで数年はこのまま継続する。
キャリアセンターの調査内容に学科・専攻課程からの項目を加えるなど、総合的な観点からの見直しが必要である。
- 8: IR 委員会の活動を実質化させる必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料
- 1 学生便覧 [2023 (令和 5) 年度]
 - 3 大学案内 [2024 (令和 6) 年度]
 - 4 学生募集要項 [2024 (令和 6) 年度]
 - 5 ウェブサイト「湊川について」(シラバス・履修ガイド)
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html#scroll-10>
 - 5 ウェブサイト「キャンパスライフ」(学生相談室)
<https://www.minatogawa.ac.jp/campus.html>
 - 7 履修ガイド
 - 9 総合型選抜ガイド (A0) [2024 (令和 6) 年度]

提出資料 - 規程集

- 22 学生支援委員会規程
- 23 キャリア支援委員会規程
- 42 長期履修学生規程
- 43 科目等履修生に関する規程
- 44 聴講生に関する規程

備付資料

- 8 ウェブサイト「教育情報の公開」(学修情報の公開) 卒業生アンケート
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html#college-open>
- 8 ウェブサイト「キャンパスライフ」(キャンパスマップ)
<https://www.minatogawa.ac.jp/campus.html>
- 14 FD資料 (2018 (平成 30) 年 9 月 27 日)
(授業評価結果を分析・検討した上で授業の改善を図る)
- 17 学科会議事録
- 20 FD・SD 実施計画・配布資料
- 24 授業評価アンケート集計結果及びコメントシート
- 26 卒業生 進路・就職先一覧
- 34 学生アンケート集計 [2023 (令和 5) 年度]
- 35 学生生活実態調査集計 [2023 (令和 5) 年度]
- 38 オリエンテーション資料
- 39 図書館業務マニュアル [2023 (令和 5) 年度]
- 41 学生個別面談記録
- 42 学生個人票 (様式)
- 43 学生相談票 (様式)
- 44 資格取得者名簿
- 47 障害学生支援方針
- 61 校地、校舎に関する図面
- 78 各委員会議事録 (教務委員会議事録)
- 78 各委員会議事録 (学生支援委員会議事録)

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学において、教員はシラバスの作成・授業の実施・学生の履修相談・同進路相談等に誠実に取り組んでおり、学生の授業評価アンケートを基に授業方法の改善にも取り組んでいる。教員は自らの責任を自覚し、学生の学修成果獲得のための責任を十分果たしている。教員には、シラバスの「単位認定の方法及び基準欄」への記入が義務付けられており、これを基に学生の学修成果の評価・判断を行っている。また各学期末に学生の授業評価アンケートを実施しており、その結果は当該部分が各教員に伝えられ、自らの教育方法の改善に活用されている。各教員には、学生からの意見・評価に対する教員からの回答を文章により示すことが、義務付けられている。またオフィスアワーが設けられており、学生の履修相談・進路相談等に応える体制がとられている。

人間生活学科では、学生の卒業に関わる学修成果獲得の評価はディプロマポリシーを踏まえて設定された成績評価基準を確認した後、学科会において判定している。課題のある者については学科の会議での検討が行われている。授業科目はシラバスに示した「単位認定の方法及び基準」に基づき、科目担当教員が評価している。シラバスは学科教員がチェックしており、成績評価基準が学位授与の方針から外れないようになっている。(提出 - 5)

幼児教育保育学科でも学修成果の評価は、シラバスに示した「単位認定の方法及び基準」に基づき、科目担当教員が行っている。(提出 - 5)

本学では、学科長を中心にチューターや科目担当者が情報共有をし、学生の学修成果の獲得状況を把握している。(備付 - 17) 学修成果の獲得に問題があり、学籍異動を検討せざるを得ないような学生に関わるような案件については、学科会で取り上げ、時間をかけて議論し共有している。

人間生活学科では、教員は担当科目の授業を実施し成績評価をする中で、担当科目における学生の学修成果の獲得状況を把握している。個々の学生の全体的な学修成果については、クラスに配置されているチューターが把握し、卒業に向けてきめ細かな指導を行っている。また学修成果の獲得に問題がある学生については、学科で情報を共有しながら集団で学修成果の獲得状況の把握に努めている。(備付 -

17)

幼児教育保育学科でも、教員は担当科目の授業を実施し成績評価をする中で、担当する科目における学修成果の獲得状況を把握している。また、個々の学生の全体的な学修成果については、各クラスに配置されているチューターが把握しており、卒業に向けてきめ細かな指導を実施している。さらに、学修における問題がある学生については、学科会等で情報を共有することで、学修成果の獲得状況を把握している。(備付 - 17)

学生による授業評価アンケートは、毎学期、受講生が少なく書き手が特定される可能性がある場合を除き、全科目について実施するよう制度化されている。2023 年度に評価項目の 5 段階評価を 4 段階に見直す等、より学生にフィードバックが行えるように改善した。学生による授業評価の結果は、集計及び分析の後、各教員にフィードバックされる。また教員には、集計結果に対してのコメントシートの提出を求め、学生の評価・判断を基に自分の授業及び教育方法を再確認し、改善につなげる工夫がされている。学生による授業評価アンケートの集計結果は、大学図書館に保管し、閲覧が可能な状態にしている。(備付 - 24)

前年度に引き続き、アセスメント活動の一環として、学生の授業評価を基にした授業及び教育の質向上を目的とした FD を開催した。具体的には授業評価アンケート結果を精査し、抽出した学生意見から高評価授業を担当する教員から高評価に至る授業手法について講演を受け、情報を共有した。

授業内容についての授業担当者間の意思疎通、協力については、各学科で学科長を中心に行われている。教務委員会は次年度の授業科目の変更、担当者変更を各学科・専攻課程に問い合わせ、授業担当科目の調整の確認役割を果たしている。ただし各学科で論議されるのは、次年度のカリキュラムの構成及び担当者の変更等であり、複数人が担当する授業科目以外で、個別の授業科目の内容を集団的な論議の対象にすることは無い。専門性の高い教員配置を行う高等教育機関においては、教育内容の選定は各教員に任されるべきと考えられるからである。個々の授業科目の内容に踏み込むことは無いが、カリキュラムの枠組みや時間割の変更に関した教員集団の意見交換においては、共同で取り組む教育活動の意味や学生の学修成果の獲得具合が話題となり、意志の疎通・協力・調整の機会になっている。(備付 - 78)

人間生活学科の各科目の担当者間の調整等は、学科会での議論として実施されている。これにより教授内容の整理、科目間の連動、学ぶべき内容の方向性の統一などが実現している。またシラバス作成時においても、三つの方針をもとに作成を依頼し、内容を学科教員が確認し調整をしている。(提出 - 5、備付 - 17) 複数教員が担当する授業では、担当者間で授業内容についての打ち合わせを行い、意思の疎通、協力・調整を行っている。関連する科目間においても、それぞれの担当者が連携することによって、学生が他分野を含む大きな視野で課題を見つめられるよう、効果的な講義・演習の展開に努めている。

(提出 - 5、備付 - 17)

幼児教育保育学科の複数教員が担当する授業では、担当者間で授業内容について打合せを行い、意思の疎通、協力・調整を行っている。自分の担当する授業に関連する科目については、シラバスの内容を確認することや、関連科目担当の教員と直接相談することで、意思の疎通、協力・調整を行っている。

(提出 - 5、備付 - 17)

人間生活学科は、以前は学科単位での FD 活動を行い授業・教育方法の改善を取り上げたが、現在は途絶えている。代わりに大学全体での FD が定例化されたので、その中の授業・教育方法の改善に関する様々な情報を得て、教員それぞれが自分の教育方法の改善に結びつける取り組みをしている。

幼児教育保育学科は大学全体の FD 活動において、各学科より選ばれた代表者が行う授業や教育方法についての発表を、自分の教育方法の改善・向上につなげる努力をしている。この機会は、教員の授業や教育方法に関する改善の大切な一助となっている。(備付 - 20)

人間生活学科の各教員は、事務局の教務担当者からカリキュラムや資格取得に必要な科目に関する、学生の学修の進捗状況に関わる必要な情報・資料を提供されており、資料を示しながら学生を指導することが可能になっている。履修指導は入学直後のオリエンテーションから開始され、授業開始後も卒業に至るまで、各種資格取得について学生の意向と学修の進捗を確認しながら必要な指導を行っている。1 年生については各チューターが主になり、2 年生では卒業研究担当者がチューターとなって、卒業及び就職などについての必要な指導を行っている。また学科全体で学生の卒業に関わる教務関連の情報の

共有し、卒業が困難な学生の学修成果の獲得状況や教育目標の達成状況などについて、常時確認する態勢を用意している。学科全体で指導の詳細は検討することになっており、教育目的・目標の達成状況を資格取得の状況や卒業人数・就職決定状況等の把握に努めている。人間生活学科の教員は、学生一人一人の学修成果の取得状況を把握することを通じて、学科の教育目的・目標の達成状況の把握・評価を行っている。学科会においては、教育目標の達成状況についての議論が重要な位置づけをもっている。年度末に教授会などにおいて報告される、卒業学生の単位修得状況・資格取得状況・卒業後の進路についての情報提供は、学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価する機会になっている。(備付 - 26、44)

幼児教育保育学科の教員は、一人一人の学生の学修成果の取得状況を把握することを通じて、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況の把握・評価を行っている。また教授会などにおいて提供される、卒業する学生の単位修得状況・資格取得状況・卒業後の進路についての情報は、学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価する重要な手掛かりになっている。(提出 - 24)

人間生活学科の教員は、学生に対してチューター・ゼミ指導担当・科目担当等の立場で、履修及び卒業に至る指導を実施し、免許資格取得を可能にするとともに、卒業まで導いている。また、科目履修に困難を覚える学生には科目の担当教員が質問に応じるとともに、クラスのチューター・ゼミ指導担当・科目担当が相談に乗り、適切なアドバイスをしている。これらの学生の状況は学科会議で報告され、学科教員間で共有されている。(備付 - 17)

幼児教育保育学科では、科目履修に困難を覚える学生には科目担当教員がまず質問・相談に応じるとともに、クラスのチューター・ゼミ指導担当・科目担当がそれぞれの立場で相談に乗り、的確なアドバイスをしている。これらの学生の状況は学科会で報告され、学科教員間で共有されている。入学後、進路変更などで退学する学生を除けば、卒業に至る指導を果たしている。(備付 - 17)

事務職員は、2017 年に短期大学本館建て替えにより事務局も移転し、ハード面からも教学支援、学生支援をする態勢がより一層整った。事務職員は、入試・履修・卒業・学生生活などの業務の遂行を通して各学科の学修目標を認識しており、学生が学修成果を獲得できるように事務職員の職務遂行の立場から貢献している。学長の方針による教職協働の方針の元で、事務職員も教学的な視点を持つことに努めている。特に教務学生課はカリキュラムや授業運営・教育実習面・学生の厚生を担当し、学科・専攻課程ごとの教育目標を把握し、学生の日常の履修指導から免許取得、卒業に至るまでの支援を行うことを通じて、学生の学修成果の獲得に貢献している。また、キャリアセンター・地域連携委員会の活動も円滑に推進できるよう、事務職員がサポートしている。

卒業生の成績記録の管理については、学籍簿とは別に過去の成績記録をバックアップも含め適正に保管している。

教職員は、学生の図書館の利用・学内コンピュータの使用及びその教育・LAN の活用等の条件づくりを通して、学生の学修成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に使っている。

本学には独立した建物を有する図書館が敷設されており、専門職員 3 名が配置されている。2023 年度も前年に引き続き、学生の学修支援を充実させるため、入学時のオリエンテーションや講義開始の時期に、図書館の利用方法についてきめ細かい説明を行っている。また、在学生に関しては卒業研究・修了研究等に役立つ図書館のレファレンスサービス・レフェラルサービスに努めている。特に文献複写は同フロアで手軽に出来るよう、コピー機を設置して活用されている。学生が気軽に図書に触れる機会を設けるために、場所を設定し昼休みにはお弁当を食べる場所を設けており、毎日数人の学生の利用がある。他には、「図書館サポーター」というボランティアを募集し、図書の仕事内容に興味を持っている学生が参加している。併せて、地域への図書館機能の開放を行っており、年々利用数が増加傾向にある。特に本学に併設している「三田市地域子育て支援センター」を利用している親子が絵本を閲覧・貸出等の利用がある。(備付 - 39)

教員は、学生の自主的な学修を支援するために、必要と思われる図書資料を選定し、定期的に図書購入のリクエストをしている。さらに、学生の学修を深化させるために、教員は授業の内容をさらに深められるような図書を指定し、閲覧に供している。今後は、この図書資料リクエストを教員のみならず、キャリアセンターなどの職員にも広げていくことの必要性について図書委員会で検討しているところ

である。(備付 - 39)

教職員の業務はMicrosoft のOffice365 システムを用いた電子メール・オンラインストレージ・ファイルサーバー上の資料共有を基盤としている。各自専用のPCを使い、資料作成(授業・研究・大学運営など)・連絡(学生との連絡を含む)・情報共有などが円滑に行われるようになっている。また、学務システムを中核とした成績処理・証明書発行・シラバス検索システムが運用されており、IRシステムへの展開・発展に取り組んでいる。このシステムは現状では、事務の効率化や業務の円滑化に貢献している。

学生との連絡は、電子メールを基本としている。このことは、学生が情報機器の使い方を習熟するよい機会となっている。また、授業によっては、コンピュータで資料作成する課題が設定され、学生のコンピュータ利用を促進することとなっている。また、インターネットでの情報検索を前提とした課題や、レポートを電子メールやMicrosoft のOffice365 システムの1つであるTeams やForms からの提出を求める場合も多い。(提出 - 1 pp. 42-52) 学内LANにはファイルサーバがあり、これを授業で活用する場合もある。教員は、教員及び学生間の情報共有や課題提出の方法を指導している。また、職員では、ウェブサイト掲載の休講情報を始め、就職情報の取得、就活に不可欠なエントリーシートの作成等のために、コンピュータを積極的に活用することを勧めている。

教員は、円滑で効果的な教育や充実した学生指導や教務上の処理を実現するため、コンピュータの活用日々研鑽を続けている。また、情報教育委員会を中心に、学内LAN及びコンピュータの活用の際に生じる問題点について情報を共有し、それを克服する手段について情報教育委員会を設置し問題を解決している。職員においても、総務課や教務学生課を始め、職員同士の情報技術の向上による業務の効率化を奨励している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続き者に対し、本学ホームページ、大学案内、公式SNS(Instagram、x(旧:Twitter))で授業や学生生活の情報提供しているほか、オープンキャンパスや実際の授業風景を見学できる授業見学会を開催し、入学後の学修の進め方やその成果獲得の方法等について周知している。また、各学科からの指導として入学までに取り組むべき課題を与えている。事務局からは入学までの準備として、「入学式・オリエンテーションについて」の資料を送付し、入学式、オリエンテーションの案内を行うと共に授業や学生生活を始めるための情報提供をしている。

入学者に対して、入学後の「総合オリエンテーション」では、学生生活を円滑に行うための講話や在学生からのアドバイス等を実施している。(提出 - 1、7、備付 - 38)

人間生活学科では初年次教育の一環として、入学直後に「学科オリエンテーション」を実施している。「カリキュラム」や「科目履修について」「学生生活について」「進路について」「履修登録について」

のほか、学修の動機づけに関わる指導助言を行っている。2年間の学修や単位履修・免許資格の取得に関する指導助言を基本に据え、学生が主体的に取り組むための学修意欲の涵養や専門職を目指す者としての自覚を培うことがねらいである。**(提出 - 7、備付 - 38)** 同学科の「入学オリエンテーション」では、学修内容や取得可能免許・資格を十分説明した上で、コース選択や履修登録の方法を全教員で指導している。**(提出 - 7、備付 - 38)**

幼児教育保育学科では入学直後に「学科オリエンテーション」を実施し、保育者を志す学生に対して保育者になるための動機づけとして、保育者としての心構えや進路についての指導・説明をすることによって、保育者を目指す者としての自覚の涵養に努めている。「カリキュラム」や「履修科目について」、「学生生活について」のガイダンスを通して、学生の主体的・意欲的な学修・生活態度の形成を図っている。「基礎ゼミⅡ」では、幼児教育、保育に関連する領域について複数教員が自分の専門を基にした講義を行うことで、学生が就職の後、現場で自分の強みとして発揮できるような個別の専門領域及びスキルを見つけ、2年次の専門ゼミで深めていけるよう指導している。**(提出 - 5)** また上級生と交流する場も意図的に設けており、学生間で助け合い学びあう機会の確保に努めている。**(提出 - 7、備付 - 38)**

本学では学生が進んで学修に取り組むことができるよう、履修ガイド、学生便覧の印刷物を発行し、本学ホームページのウェブサイトにてシラバス検索、履修ガイドの閲覧ができるようにして学生の視点に立った情報提供に心がけるとともに、毎年の見直しを行っている。履修ガイドでは、卒業、免許・資格取得に必要な科目、免許・資格の種類・概要・取得方法、履修の注意点等をわかりやすく明示している。

シラバスでは、授業内容を把握しやすいように、幼児教育保育学科では、「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」において大学教育で求められる基礎的な能力の補填を養っている。この指導の中で授業内容の要約筆記やグループワークを行うことが、基礎学力の不足が疑われる学生の発見に役立っている。該当する学生については、その情報を学科専任教員全員で共有しながらチューター及び各教員の立場で個別に対応している。その場合は、学生に学修成果の獲得に関する何が問題かを明確に示し、課題達成に必要な点を丁寧に説明するなど一人一人の学修内容理解に尽力している。その中で基礎学力の不足が問題となる場合があるが、組織的な対応には至っていない。また、器楽演奏（ピアノ等）の技術には大きな差があるため、基礎技能が十分でない学生を対象に、「音楽基礎」の開講及び個人レッスンの補習を実施している。**(提出 - 7、8)**

本学では、オフィスアワーの設定を始めとする、学生の学修上の課題解決に向けた相談・支援の体制を用意している。人間生活学科では、チューター制度により各学年に複数のクラスを編成し、専任教員をチューターとして配置して学生支援を行っている。また、1年生を基礎ゼミ、2年生を応用ゼミに配属し、学生がゼミ担当教員から個別に指導・助言を受けられる体制を整えている。学修支援に関しては、普段の受講態度や提出物・出席状況を各学科の教員間で常時共有し、必要に応じて指導助言を行っている。半期ごとに出される成績に関しては、各個人の単位修得一覧表を基に、当該学年において必要な単位数が修得できているかを学生とともに双方向で確認しており、不足単位が生じないように管理している。また学修上の悩み（予習・復習・ノート作成・講義の内容理解など）に関しては、チューターもしくは卒業研究担当者が各教科担当者と連絡を密に取りながら、学生の不安を取り除き安定して学修に取り組むことが出来るよう環境を整えることに努めている。幼児教育保育学科では、チューター制度により各学年に複数のクラスを編成し、専任教員をチューター（クラス・チューター）として配置して学生支援を行っている。また、2年生の卒業研究で指導担当者をゼミ・チューターと位置づけ、丁寧かつ個別の指導・助言を受けられる体制を整えている。学修支援に関しては、普段の受講態度や提出物・出席状況を学科の教員間で常時共有し、必要に応じて指導助言を行っている。半期ごとに出される成績に関しては、各個人の単位修得一覧表を基に、当該学年において必要な単位数が修得できているかを学生とともに双方向で確認しており、不足単位が生じないように管理している。また学修上の悩み（予習・復習・ノート作成・講義の内容理解など）に関しては、クラス・チューター、ゼミ・チューターが各教科担当者と連絡を密に取りながら、学生の不安を取り除き安定して学修に取り組むことが出来るよう環境を整えることに努めている。

人間生活学科では、前後期の始めと成績返却時及び必要な時を選んで、学生の個別面接を実施してい

る。幼児教育保育学科では、1年生はクラス・チューター、2年生はゼミ・チューターが各科目担当者と連携しながら、個別の面接を実施している。こうした取組みの中でも学修の落ち込みが顕著な場合には個別の学修支援を行うことにし、基礎学力の向上を図りながら学生自身の不安感を軽減し、学修成果の獲得に結びつけるような指導に取り組んでいる。また学生の学修意欲の向上には、各家庭・保護者の協力が必要不可欠であることから、チューターを通じて情報提供を行うとともに必要に応じて保護者面談を実施し、共通の認識を持てるようにしている。また資格取得につながる実習に関しては、各実習担当者が中心となって定期的に実習担当者会議を開催し、各学生の状況を共有することにより各学生の能力に応じた指導助言にあたっている。(備付 - 17、41)

心理的・身体的・福祉的なサポートが必要な場合は、保健委員会のカウンセラーと本学教職員によって構成している相談員が連携しながら対応している。相談の申し込み方法は、本学ウェブサイトや入学時オリエンテーション及び掲示物、年間4回発行している「コロコロ通信」にその存在と活動が紹介されており、アクセスのしやすさに配慮した案内をしている。教職員の相談・助言だけでは課題解決に困難がある場合には、専門的に相談助言ができるように保健委員会にはカウンセラーがおり、カウンセリングを受けられるよう定期的な面談機会が整えられている。また1年に2回開催されるお茶会(1回は寮生、もう1回は通学生が主体に)が、相談しやすいきっかけづくりになっている。また2023年度は、相談のきっかけ作りとして2か月に1回程度「相談室イベント」として心理ゲームや生け花、お茶会などを催し、広く学生の参加を呼び掛けておりこれがきっかけで相談につながる事例も増えた。合理的配慮が必要な学生への対応についても、当該学生との面談を行い本人が希望した場合、その内容を確認し必要な部署と連携して必要な配慮をしながら、学修成果の獲得が可能になるよう支援している。(提出 - 1 p.59、5、備付 - 20、43)

本学では、「教員採用選考試験特別講座」のほか、様々な難易度の資格を受験する機会を提供している。例えば、医療事務資格で、より難易度の高い資格を受験希望者へは、対策講座等の対策を講義時間外で行い、より難易度の高いものへの挑戦の場を設けることによって、進度の早い学生や優秀な学生に対する特別な学修上の配慮や学修支援を行っている。また卒業研究の指導において、関心と能力のある学生にはより進んだ探究への指導を行っており、各授業においても教授する知識の幅を広げることによって学生の学修の深化を誘う配慮をしている。なお公務員等への就職を希望する意欲の高い学生を対象にする、外部業者委託によるエクステンション講座を実施している。

反対に、学修成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対しては、時間割の枠外で、面接指導を含め、講義内容の復習や基礎的な資格試験への対策など適宜補習授業を行っている。

人間生活学科では、各学生の理解度に沿った課題提供と指導助言を工夫している。具体的には反復学修や現在保有するスキルや能力よりも少し上の学修課題を設定し、学生がそれらに主体的に取り組むことによって学修意欲を涵養するよう配慮している。また日常的な個別の指導において、学生の関心が高い分野についての参考資料を紹介したり課題を課したりしている。また、「教員採用選考試験特別講座」を開設し、進度の早い学生や優秀な学生の学力に応じた学修を指導している。医療事務資格試験対策講座等の資格試験対策のための補講として講義時間外での学修の場を積極的に設けていることも、同様の意味を持つ。

幼児教育保育学科では、各学生の理解度に沿った課題提供と指導助言に工夫をすることによって、進度の早い学生に対する特別の支援を行っている。具体的には現状より少し上の学修課題を設定し、学生がより深い学修に主体的に取り組むよう意欲の涵養に努めている。また日常的な個別の指導において、学生の関心が高い分野についての参考資料を紹介したり課題を課したりしている。

本学では2019年度から、IR活動と連動したアセスメントポリシーに基づく取組みとして、授業評価アンケートの結果の分析とその結果の共有を図るために、このアンケート結果を基にしたFDを開催している。(備付 - 14、24)

本学では、通信による教育は行っていない。また留学生の受け入れ及び留学生の派遣についても同様に行っていない。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学では、学生の学修成果獲得を支えるため学生支援委員会を設置し、奨学金制度や学園寮・駐車場等の様々な支援制度の組織的な運用にあたっている。

学生支援委員会規程を基に統括しているのは、①学生生活の支援に関すること、②学友会に関すること、③寮に関すること、④食堂・売店に関すること、⑤ボランティアに関すること、⑥その他である。その他では、保健委員会や防災安全委員会等と連携しながら、健康相談や防災訓練等を実施している。委員会内に「学友会支援」「寮支援」の2部会が設置され、それぞれ学生の学修成果獲得及び生活面での支援を実施している。学生指導並びに厚生補導については、委員長（学生部長）を筆頭に教務学生課並びに各学科専攻と密接な連携を保ちながら指導助言を行っている。（提出資料 - 規程集 22 学生支援委員会規程）

本学では、学友会が学生自治活動の団体に位置づけられており、クラブ活動や大学祭等のイベントを企画立案し、実施をしている。学友会役員は、湊川短期大学学友会規約に基づいて選出され、それぞれの役割分担の下で学生が主体的に参画する活動を実践している。学生支援委員会学友会支援部会の教職員は、その学生主体の取組みを下支えする役割を果たしている。また3棟ある女子学園寮には、総寮長及び各棟の寮長が置かれており、日常の生活管理の他、学生の自治的運営の下で行事などが企画・立案され実施されている。学生支援委員会寮支援部会の教職員は寮に配置されている寮母と協力して、これらの運営を下支えしている。部活動数は2023年度で、部が4、同好会・サークルが4の合計8団体であり、教員が顧問となり活動を支援している。活動に必要な費用の一部は、学友会が補助している。（提出 - 1 p.108、3）

学内には、学生食堂（190 席数、営業時間 11:00～13:30）高校との共同利用である。そのため、短大生の利便性の面からは不十分な部分も生じるが、業者の利益確保の観点からは止むを得ない事柄である。なお購買部（11:30～13:30）は、2023 年度から三田市内のベーカリーが入っており安価での提供されている。また同年度3月には食堂の外回りをテラス風に改修し、屋外での飲食も可能な快適な環境が整備されている。食堂内には、短大付設の三田市地域子育て支援センターを利用する小さな子ども連れの親子にも配慮した、子ども用の座席が用意されている。また食堂・購買部の運営については、学生支援委員会が学生の意見を聴取し業者に伝えるなど施設の充実を図っている。（提出 - 1 p.64、3）

本学には敷地内に、124 名定員の学園寮（楠木寮・翠光寮・菊水寮）がある。女子学生のみを対象とする寮であるため、男子学生及び寮を希望しない女子学生には、短大事務局で業者の紹介等をしている。

現在、寮には一部に高校生も入居し共同生活を営んでいる。寮では住込み寮母1名、土・日担当寮母1名の計2名体制で生活支援を行っている。(提出-3)

本学は駅から徒歩で通学できるため、通学バスは運行していない。ただし電車は30分に1本であり、利便性は高くない。そのため学生にも事前登録の上、自動車通学を認めており、隣接する敷地に学生用駐車場(約55台分)を契約している。また自転車通学をする学生には、敷地内に駐輪場を確保し通学の便宜を図っている。(提出-3)

本学では、成績優秀学生に奨学金を給付している。具体的には以下の表に示す通り、受験時に高校での成績に応じて入学金免除や学納金の一部免除等の制度、半期ごとの成績で一定の基準を上回った中の一定数の学生に対する学内奨学金等である。これらの制度は学生の学修への努力を高く評価するための仕組みであり、学修意欲の向上に役立つとともに同級生へのインセンティブになるよう、授与された者の名前を掲示板に公表している。また、国及び都道府県・各福祉施設からの奨学金制度についても学生に周知し、利用の促進を図っている。(提出-1 p.84、3、4)

日本学生支援機構奨学金についても、新入生はもとより在学学生に対しても利用の斡旋を行っている。(提出-1 p.84)

① 学校推薦型選抜(指定校推薦)入学者奨学金(2023年度入学者)

種別	推薦基準	入学金	授業料	趣旨	授与者数
指定校推薦 (第一種)	調査書評定平均 値4.0以上	全額免除	年間200,000 円免除	高い学修意欲と 専門職への明確 な目的意識を持 つ成績優秀者	21名
指定校推薦 (第二種)	調査書評定平均 値3.5以上	全額免除	—	同上	11名

(備考)入学後、成績評価が本学の設定した基準値を2期連続して下回った場合は、翌学期以降、授業料の免除を停止する。

② 学校推薦型選抜(学内推薦)入学者奨学金(2023年度入学生)

種別	推薦基準	入学金	授業料	趣旨	授与者数
学内推薦入試 入学者奨学金	校長より推薦さ れた成績優秀者 で、調査書評定 平均値が4.0以 上の者	全額免除	年間200,000 円免除	高い学修意欲と 専門職への明確 な目的意識を持 ち、人間性豊かで 向上心の高い者	5名
	校長より推薦さ れた者(上記以 外)	全額免除	—	同上	1名

③ 入学後の奨学金(2023年度実績)

種別	概要	授与者数
成績優秀奨学金A (学長賞)	入学後の学期毎の学修状況、成績により翌期の授業料の一定額(10%)を授与する。	前期6名 後期13名
成績優秀奨学金B (校祖幸田たま賞)	卒業時に総合的学修状況、成績により払い込み済み授業料の一定額(20%)を授与する。	3名
貸与型奨学金	入学後面談により決定。返済は卒業後、金利負担なし。	1名

④ ファミリー奨学金（入試時）（2023 年度入学生）

種別	概要	授与者数
ファミリー奨学金 （入試時）	湊川相野学園（高等学校・短期大学）卒業生又は在学生の 3 親等以内の親族（子・孫・兄弟姉妹・いとこ）で高等学校卒業または卒業見込みの者。入学金のうち、100,000 円免除	5 名

その他、外部奨学金の取得状況は次の通りである（2023 年度）

- ・日本学生支援機構奨学金
第一種奨学金：1 年生…11 名、2 年生…8 名、専攻科…1 名 合計…20 名
第二種奨学金：1 年生…14 名、2 年生…名、専攻科…1 名 合計…26 名
第一・二種併用：1 年生…4 名、2 年生…6 名、専攻科…0 名 合計…105
給付奨学金：1 年生…19 名、2 年生…25 名
- ・幼児教育保育学科学生対象奨学金
兵庫県：1 年生…3 名、2 年生…1 名
京都府：2 年生…1 名

本学では、入学時の健康診断や入学後も 1 年に 1 回、学生の健康診断を実施しており、学生の健康状態の維持・把握に努めている。また保健委員会が設置されており、継続的な注意・配慮が必要な学生への対応を準備している。保健委員会には、公認心理師、看護師等が配置されている。入学前・入学後に発症し注意が必要な疾患がある学生については、個別に本人や保護者を交えての面談を行い、必要に応じて学外の施設と連携した対応ができるようにしている。またすべての在学学生を対象に、年に 1 回、健康調査を実施しており、記載内容等はカウンセラーによって確認され、個別面談の必要な学生には面談が行われている。保健委員会では毎月 1 回開催される保健委員会会議で、配慮が必要な学生の情報が共有され支援の方法を決定し、必要がある場合には学外の施設と連携した対応に努めている。学舎とは別の建物に外付けの入り口をもつ学生相談室には、クールダウンスペース・面談室等の設備が配置されており、これとは別の本館の中に保健室が設けられ必要に応じて学生が利用できるような環境が整えられている。（提出 - 1 p. 59、5、備付 - 43）

毎年、1 年生を対象にして「学生生活アンケート」を実施している。データに関しては過去の実績を蓄積しており、学生支援委員会で取扱いを検討している。加えて、その年度の卒業生を対象にして 2 年間の短大生活についての「学生生活実態調査」を無記名で実施している。調査内容は、①大学生生活全般・②学内の生活・③学外的生活・④家庭生活についての 4 項目である。また 1 年生向けの「学生生活アンケート」は、後期終了時に同じく無記名で①授業全般・②教職員全般・③施設・設備・④学生生活全般・⑤その他の 5 項目について自由記述でアンケートを行っている。これらアンケート結果を踏まえ、改善可能なものについては逐次改善している。（備付 - 8、34、35、78）

本学では社会人学生に対する学修支援体制として、社会人特別選抜を 4 回実施している。（2024 年度入試では、社会人経験を有する満 22 歳以上を対象とした社会人奨学金（入学金のうち 100,000 円を免除）を用意し、社会人学生の受け入れ態勢を整備している。学修では、他の学生と区別せずに一体となって指導を行っており、学生が互いの良いところを学び合いながら、学修成果を相互に高め合う態勢をとっている。（提出 - 4）

障がいをもつ学生に対しては、「障害学生支援方針」を基本とした具体的な支援方法の検討を踏まえて、保健委員会を窓口にしたチューターや教職員一体となった支援体制を整え、入学から卒業までの支援を行える体制づくりに取り組んでいる。（備付 - 47）

障がいをもつ学生への支援設備としては、本館・1 号館・3 号館にエレベーターを設置しており、本館・1 号館には障がい者用・多目的トイレを整備している。2018 年度には学生会館周辺の改修工事を行い、自動ドア設置やテラスのウッドデッキ化とともにスロープを設置する等、キャンパス内のバリアフリー化をさらに進めた。（備付 - 47）

社会人を含めた多様な学修需要をもつ人々を受け入れるため、科目等履修生、聴講生の受け入れと

もに長期履修学生制度を設け学則及び規程の整備を行って、幅広い年齢層が学修機会を得られるよう体制を整えている。**(提出資料 - 規程集 42 長期履修学生規程、43 科目等履修生に関する規程、44 聴講生に関する規程)**

本学は学生の社会活動がもつ社会的・教育的意味を重視し、その支援を積極的に行っている。学生のボランティア活動への支援は地域連携センターが窓口となって展開しているが、学生支援委員会所掌業務の一部にも含まれている。学生への情報提供及び参加勧奨やコーディネートを行っている。三田市関連事業や北九州北部豪雨被災地支援（2017、2018）・西日本豪雨被災地支援（2018、2019）などの活動実績がある。活動先から高い評価の得られた事例は、地域連携会議での報告や教職員に提供・連絡している。数年間のコロナ禍の中で、ボランティア活動は十分に行えない状況であったが、ようやく、活動を再開し、地元の小学校の夏祭り行事支援、相野商工会主催の行事支援などを行った。

学生支援委員会の所掌するボランティア活動には、本学オープンキャンパスにおける学生スタッフの管理・指導と入学式・学位記授与式における学生スタッフの管理・指導の2つとなっている。**(提出資料 - 規程集 22 学生支援委員会規程)**

これらの学生のボランティア活動は、利他的な行動として積極的に評価されるべきものであるが、ボランティアの精神から言って授業評価への加算のような形で、実利的扱いをすべきではないと考えている。各学科・専攻課程での学生のボランティア活動への参加と評価の実際は、下記の通りである。

人間生活学科では、学科として学生の社会的活動に対し、何らかの評価をすることはないが、各学科において学生に対する評価をする際の参考としている。同学科では、キャリアセンターを中心に、学生が主体となる地域活動やボランティア活動を組織的に行っており、三田市との協定に基づく事業は複数あり、養護教諭コースの学生を中心に、近隣市の学校スクールサポーターや野外体験活動の救急支援員などに参加している。

幼児教育保育学科では、学内併設の三田市地域子育て支援センターや、短大の教員によるあいあい講座などでの保育ボランティアに積極的に取り組んでいる。その他、兵庫県立人と自然の博物館などの三田市内の施設でのボランティアなど参加した学生に対して、教員は感想を聞くなど、その都度評価を行っている。

なお、本学は現在、過去5年以上留学生が在籍していないため、支援体制については整備をしていない。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学は教職員で構成するキャリア支援委員会を設置しており、運営に関する会議や情報交換を行っている。関連する授業の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を開講しながら、主にキャリアセンター担当者が、1年次から学生の就職に向けた支援を開始するなど、資格を生かした進路選択や就職試験対策への支援を実施している。キャリアセンターは本館入り口横の入りやすいスペースに設置され、資料、相談ブースを整備し専門の職員が配置されている。本学ではキャリア教育は単なる就職支援に留まらず、働くことを学生の人生の展望全体の中に位置づける全人的能力形成を目指す教育であると理解し、学生支援に当たるべく、全教職員の協力体制の構築に努めている。

キャリアセンターは2016年度に設置され、キャリア支援委員会体制となった後も就職支援に留まらないキャリア教育として就職支援を行い、学生がより納得のゆく就職ができるよう支援している。セン

ターには卒業後の進路選択に必要な資料が豊富に備えられ、学生が自由に求人情報を閲覧し何かあればすぐに質問ができる環境が整備されている。センターには職員（キャリアコンサルタント）が常駐しており、個人面談・就職試験対策等、学生の多様な要望にきめ細かく対応している。センターの開室時間は原則として、平日 8:45～17:15 である。資格取得のための学生支援については、本学は資格養成校であり各学科・専攻課程ごとに目指す固有の資格があるため、基本的には学科での支援が主になる。ただし各種資格は各学科・専攻課程それぞれの教育課程の修得の結果として取得されるものなので、就職対応の特別な資格取得支援は、部分的に実施するに留まっている。2年間の教育・学修の中で身につけたものが就職試験で表現されるものであり、日常の教育こそが就職試験対策であると考えている。そのため資格取得への支援は、日常の学生との個別面談の中で必要に応じて実施している。また養護教諭の教員採用試験に合格するには、早期からのモチベーションの維持が重要である。試験対策については指導に当たる教員とともにセンターも支援をしている。

就職に関する状況の分析については、キャリアセンターから教授会に対して就職の内定率を報告し、就職の進捗状況についての理解を共有し教員が就職への意識を高められるよう後押ししている。キャリアセンターは学生の就職に関する希望を確認し、企業等にも求人の有無を問い合わせ就職につなげている。センターは学生の就職支援に当たって、各学科で取得資格の過程で獲得した能力や資質は、他の業界でも通用し活用可能であるという観点から学生を勇気づけ、広い視野から就職先を選定できるよう支援に努めている。1年生の後期には、活動時期など動機づけをしている。また、学生の就職ガイダンス等で前年度「卒業生の就職先一覧」を配布し、モチベーションアップにつなげている。編入学の可能性を広げるため、指定校を中心に進学希望をもつ学生への指導・支援に当たっている。（備付 - 26）

留学に関しては、近年は希望者がいないため積極的な支援はしていない。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

- 9：学修成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対する補習授業等は、リメディアルワーキンググループで検討に着手しているが、この取組を早め実質化する必要がある。
- 10：量的・質的データに基づいた学修成果の獲得状況の把握のため、IR体制の拡充が必要である。
- 11：学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）を積極的に評価するための、組織だった対応を検討する必要がある。
- 12：本学のキャリア教育に対する考え方を、各教職員の間で共有する必要がある。
- 13：2019年度から募集停止になった専攻科幼児教育専攻の発展にとって、学生の進学（編入）先の確保が必要になっている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

- 5：入学から卒業までの経年的な視点に基づく、教養教育の効果の測定・評価の手法について引き続き調査・研究し、エビデンスに基づいた本学で利用可能な手法の開発に努める。
- 6：教育評価の手法全体を見直し、学生の学修成果の獲得状況を把握するためのより適正な評価の在り方、及び手法について引き続き調査・研究する。
- 7：キャリアセンターの調査項目について不十分なところもあるが、継続性を考えると全面改訂する時まで数年はこのまま継続する。
- 8：IR活動に必要なデータの収集・解析に必要なソフトウェア等は高価なものが多いため、財政基盤が

脆弱な本学では対応に困難がある。現在は必要なデータを可能な限り選別し必要な処理を施すという工夫をしながら、少しずつ効果的な手法の開発に努めている。当面、この努力を継続する。

- 9：レメディアル教育ワーキンググループの活動を活発化させ、基礎学力が不足する学生に対する補習授業の必要及び在り方についての全学的な方針と対応策を引き続き検討する。
- 10：IR 活動に関わる計画は課題 9 の記述の通りだが、この仕組みの眼目が客観的なデータに基づく学生指導の適正化により、学生の学修成果の獲得をさらに前進させることであるという観点から、本学にできる範囲で IR 活動の拡充を引き続き目指す。
- 11：学長表彰のような形で、学生の社会的活動を積極的に評価するための新しい方法の導入を引き続き検討する。
- 12：本学のキャリア教育に対する考え方を各教職員の間で共有するため、従来から取り組んできた教授会や FD 等での議論の機会を増やすように計画を立案、実施に結びつける。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式 7ー基準Ⅲ

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

提出資料 - 規程集

- 2 湊川相野学園 事務組織規程
- 5 湊川相野学園 専任教職員就業規則
- 6 湊川相野学園 有期雇用教職員就業規則
- 7 湊川相野学園 給与規程
- 8 湊川相野学園 退職金規程
- 9 湊川相野学園 育児休業に関する規程
- 10 湊川相野学園 介護休業に関する規程
- 20 FD・SD 委員会規程
- 21 防災安全委員会規程
- 38 非常勤講師に関する規程
- 39 教員選考規程
- 40 人事委員会規程

備付資料

- 8 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開) 教員情報
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
- 8 ウェブサイト「湊川について」(研究紀要)
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html#college-study>
- 49 専任教員履歴書・業績調書
- 50 教員配置
- 51 非常勤講師一覧
- 53 湊川短期大学紀要
[第 57 集 2021 (令和 3) 年度]
[第 58 集 2022 (令和 4) 年度]
[第 59 集 2023 (令和 5) 年度]
- 54 教員以外の専任職員の一覧表
- 55 FD・SD 活動の記録
- 56 教員出講一覧表 [2023 (令和 5) 年度 前期・後期]
- 57 専任教員の研究活動状況表
- 58 教科目授業記録
- 59 湊川短期大学消防計画
- 60 外部研究資金の獲得状況一覧表
- 78 各委員会議事録 (学生支援委員会議事録)

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教課員組織が編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、人的資源としての教員が学生の学修成果の獲得の要にあるという観点から、公表している三つの方針の実現に向けて教員組織を編成し、協力と切磋琢磨の体制づくりに努めながら教育研究に当たるための態勢を構築している。

短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されており、短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。(備付 - 50)

下表は、2023 年 5 月 1 日現在在籍の専任教員数を示しており、2 学科ともに教授の数を含め、教員数は短期大学設置基準を満たしているだけでなく、設置基準を上回る教員が配置されており教育力の強化が図られている。

学科・専攻名	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手
	教授	准教授	講師	計	〔イ〕	〔ロ〕	
人間生活学科	3	3	1	7	5	—	0
幼児教育保育学科	4	4	3	11	8	—	0
小計	7	7	4	18	13	—	0
〔ロ〕	3	0	0	3	—	3	0
合計	10	7	4	21	13	3	0

専任教員の職位は短期大学設置基準の規定を充足するように、本学の教員選考基準・教員昇任基準に基づいて専任教員の職位ごとに、真正な学位・教育実績・研究業績等及び短期大学における教育の担当者にふさわしい教育上の能力、とくに教育実践力・教科適合性等をもっていることを必要要件と定め、それらに適合した者の採用・昇任を行っている。教員に関する情報は本学ウェブサイトにおいて、専任教員数及び教員組織・各教員が保有する学位及び業績等が公表されている。(備付 - 8、49)

学科のカリキュラムポリシーに基づいて、その具体化に必要な専任教員と非常勤教員（兼任）が配置されている。カリキュラムポリシーに基づいた教育課程を具体的に進めていくにあたっては、専任教員が中心となりながらも非常勤教員がその補完をしていく態勢がとられている。専任教員と非常勤教員の合同の授業も多くあり、連携することによって教育効果が高められている。非常勤教員単独の授業でも、専任教員・非常勤教員が授業の前後に相互に連絡をとり合い、学生が学修成果を獲得できるよう意思の疎通を図っている。

非常勤教員の採用は短期大学設置基準の規定を遵守し、本学の非常勤講師任用基準に基づいて教育実績・研究業績及び短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力をもっていることを必要要件として、それに適合した者を採用している。(備付 - 51、提出資料 - 規程集 38 非常勤講師に関する規程)

学科のカリキュラムポリシーに基づいて、補助教員を配置している。人間生活学科の食育健康コース

の「クッキング」・「食育実習」等の調理実習の授業に調理実習指導助手（非常勤）が配置されており、補助教員の補助によって教育内容の伝達と定着が大きく向上し、学生の学修成果の獲得に貢献している。

教員の採用・昇任は、教員選考規程・就業規則に基づいて厳格に行っている。教員の採用に関しては、学長の許可のもとで人事委員会が選出する選考委員会委員が、公募も含めた採用業務を行うことになっている。選考委員会は、提出書類の選考及び面接や模擬授業等の結果を基に候補者を学長に推薦し、学長は人事委員会に諮り適格であると認めた場合、人事案件として教授のみで構成される教授会で審議のうえ決定することになっている。昇任には学科長推薦と自己推薦があり、学長は提出された資料に基づき人事委員会に諮り、適格であると認めた場合、人事案件として教授のみで構成される教授会で審議し決定することになっている。（提出資料 - 規程集 5 湊川相野学園 専任教職員就業規則、6 湊川相野学園 有期雇用教職員就業規則、39 教員選考規程、40 人事委員会規程）

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、各教員の担当科目との整合性を図りながら成果を上げている。（備付 - 57）

本学は、専任教員の担当科目と関連した研究活動の発表の場として、「湊川短期大学紀要」を年 1 回、本学教員が編集委員となって発行しており、2023 年度は 9 報の論文等の研究成果を掲載し、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいた研究成果をあげている。（備付 - 53）

個々の教員の研究活動状況は、researchmap に公開するように促している。また研究業績の一部は本学ウェブサイトの「教員紹介」にも掲載している。（備付 - 8）

本学教員の 2023 年度の外部研究費の獲得状況は、下記のとおりである。

採択者	直接経費	間接経費	合計
松尾講師（代表研究）	2,500,000	750,000	3,250,000
合計	2,500,000	750,000	3,250,000

（備付 - 60）

本学は、文部科学省が示す「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等に沿って、研究費の不正使用防止や研究活動における不正防止のため以下の規程を整備している。

- ① 湊川短期大学における研究活動行動規範
- ② 湊川短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程
- ③ 湊川短期大学における公的研究費の執行に関する管理体制
- ④ 湊川短期大学における公的研究費の物品調達等事務手続きルール

- ⑤ 湊川短期大学における公的研究費の不正使用に係る調査の手續等に関する取扱要項
- ⑥ 湊川短期大学における公的研究費の物品調達に係る納品・検収[業者の皆様へ]
- ⑦ 湊川短期大学における公的研究費の不正な使用の通報（告発）窓口の設置について
- ⑧ 湊川短期大学における公的研究費の不正使用防止管理責任体制
- ⑨ 湊川短期大学における公的研究費の適正管理に関する相談窓口について
- ⑩ 湊川短期大学における公的研究費の不正防止計画
- ⑪ 学校法人湊川相野学園公益通報等に関する規程
- ⑫ 湊川短期大学における公的研究費に係る間接経費の取扱い規程
- ⑬ 湊川短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

また本学では科研費申請に当たって、日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニングコース」の定期的な受講を必須とすることによって研究倫理の遵守に努めている。

本学は 2005 年以降、専任教員全員に研究を行う研究室を整備している。また教員には、月曜日から金曜日（木曜日を除く）の間に週 1 回の研修日を設けることが認められている。（備付 - 56）

学内には FD・SD 委員会を設置し規程にも定めている通り、授業・教育方法をテーマとする FD を随時開き、教員はそれを授業の改善に活かしている。本学では、湊川短期大学アセスメントポリシーが策定されており、その中の FD 委員会の役割に、学生の授業評価を基に選ぶ「優れた授業の選定と共有」が位置づけられている。こうして選ばれた授業担当者を講師とする FD が開催され、教員はそこで得たものを自分の授業・教育方法の改善に活かしている。（備付 - 55）

本学の専任教員は個々の授業担当教員として、また 30 名以下のクラス担当のチューターとして、教務学生課を中心とする事務職員と日常的に密接な協力態勢をとって、それぞれの教育活動に取り組んでいる。とくに授業管理・学外実習関係などの運用においては、学生の学修成果の獲得に教務学生課の職員との連携が欠かせないため、円滑な履修ができるよう協力して対処している。また本学の学生の 30% 強を占める寮生の指導及び寮の運営においても教員・職員との連携が欠かせないものであるため、学生支援委員会の寮部会の教員が中心となって事務職員との連携に努めている。（備付 - 78）

また、本学の専任教員は各学科の学生の就職やボランティア活動に関して、キャリアセンター・地域連携センターの職員との連携・協力に力を入れているほか、学生生活の悩みなどについて学生相談室や保健委員会と連携した取組みをしている。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教育や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学は、学生の学修成果獲得に必要な事務組織を整備している。

短大事務局に課長・主任を置き、指示命令系統・責任の所在を明確にしている。事務組織としては、総務課・教務学生課・キャリアセンター事務室・子育て支援センター事務室を設けている。事務職員は事務の職務を遂行するのに必要な専門的な職能を有している。事務室は数か所に分散しているが、業務は集約され統一的な管理の下で、職員各自の能力や適性を発揮できる環境が整えられている。また、上記の事務組織の事務関係諸規程を整備している。

業務に関しては業務分掌に基づいた担当業務に従事することになっているが、人員も十分とは言えないため当該課にとらわれず、教員との連携も含め相互に協力するジェネラリストとして業務に当たることになっている。日常業務は常に見直しを図り、学内業務の流れや外部への発信文書等の業務の改善を行っている。(備付 - 54、提出資料 - 規程集 2 湊川相野学園 事務組織規程)

事務処理に不可欠なパソコンは各職員に 1 台整備されており、プリンターや複写機の事務機器も備えられ、業務が円滑に行えるよう配置されている。また、情報セキュリティ対策を施した学内ネットワークを整備しており、データ管理は当然のこと、教職員が情報共有できるシステムを通じ業務の効率化を図っている。防災対策については、防災安全委員会を設置し、学生や教職員対象に年 2 回の防災訓練や講習会を実施している。(備付 - 59、提出資料 - 規程集 21 防災安全委員会規程)

SD 活動に関しては、短期大学として教員と事務職員合同の FD・SD 委員会を設置して研修を行っている。さらに、学園全体として事務部門に特化した SD 研修を行い、専門職としての事務職員の育成を行って職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。また、事務職員は、学生の学修成果の獲得が向上するよう教員個々及び教員所属の学科と連携して業務を行っている。(備付 - 55、提出資料 - 規程集 20 FD・SD 委員会規程)

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学では湊川相野学園諸規程集として一括管理される、「就業規則」・「給与規程」・「退職金規程」・「育児休業に関する規程」・「介護休業に関する規程」等を整備しており、これら諸規程に基づいた人事管理に努めている。(提出資料 - 規程集 5 湊川相野学園 専任教職員就業規則、6 湊川相野学園 有期雇用教職員就業規則、7 湊川相野学園 給与規程、8 湊川相野学園 退職金規程、9 湊川相野学園 育児休業に関する規程、10 湊川相野学園 介護休業に関する規程)

本学園では、諸規程は共有サーバーにデータベースとして収納し、常時閲覧できるようにしている。諸規程集の改定については、その都度理事会で承認した後、規程を改定したことを教授会・職員朝礼等で告知し遵守するよう指導している。就業規則については、採用時に配布し新任研修会等で説明している。

本学では、就業規則に基づいて教職員の業務を適正に管理している。教員は 2018 年度より出張の場合を除き、就業前に勤怠簿に押印することがルールとなった。退勤も勤怠簿にて管理を行っている。職員については、2019 年度よりエクセルによる勤怠簿で管理を行っている。年休・欠勤・振休・出張・研修等は届出が必要である。届出は短大事務局を経て、法人総務課において管理している。短大事務局は毎月勤怠簿と照合し、届出等の不備がないかを管理した上で毎月の集計を行っている。また出張に関する復命書についても短大事務局において勤怠簿との照合を行っており、教員の授業の実施については教務学生課が教科目授業記録を管理している。(備付 - 58)

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

14 : researchmap への公開は教員個人の判断に委ねられており、公開している教員は少数に止まっている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料 1 学生便覧 [2023 (令和 5) 年度]

提出資料 - 規程集

- 4 湊川相野学園 危機管理規程
- 12 湊川相野学園 個人情報管理規程
- 14 湊川相野学園 経理規程
- 15 湊川相野学園 固定資産及び物品管理規程、
- 17 湊川相野学園 防火管理規程
- 24 図書館資料の廃棄規程、
- 37 湊川短期大学における学生個人情報保護規程
- 46 情報セキュリティ基本方針、基準、規程

- 備付資料
- 8 ウェブサイト「キャンパスライフ」(キャンパスマップ)
<https://www.minatogawa.ac.jp/campus.html>
 - 8 ウェブサイト「キャンパスライフ」(キャンパスマップ) キャンパスパノラマ
ツアー <https://www.minatogawa.ac.jp/campus.html#map-1>
 - 59 湊川短期大学消防計画
 - 61 校地、校舎に関する図面
 - 62 図書館の概要 (リーフレット及び業務マニュアル)
 - 63 図書館関連書類一式 (平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等資料)
 - 65 各教室内機器配置図

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学は学科・専攻科の教育活動を可能にするための、校地・講義演習室・図書館・諸設備等を保有しており、実地に活用している。

本学 2023 年度時点の収容定員は 280 名である。よって設置基準上必要となる校地面積は、 $280 \times 10 \text{ m}^2 = 2,800 \text{ m}^2$ となる。現有の校地は、校舎敷地 $15,527 \text{ m}^2$ と運動場用地 $16,799 \text{ m}^2$ があり、合計で $32,326 \text{ m}^2$ である。従って本学は、設置基準に対して十分な校地を有している。

本学の運動場は学舎と同一の敷地内に位置しており、 $16,799 \text{ m}^2$ の広さがある。これだけでも設置基準を上回る広さであり、十分な面積の運動場であると言える。

設置基準上で必要となる校舎面積は次の通りである。人間生活学科（収容定員 80 名）（家政関係） $1,250 \text{ m}^2$ 、幼児教育保育学科（収容定員 200 名）（教育学・保育学関係） $2,350 \text{ m}^2$ であり、合計 $3,600 \text{ m}^2$ となる。それに対して、現有の校舎面積は $8,767 \text{ m}^2$ あり、十分な広さを有している。

校地はすべて同じ敷地内に位置しており、移動距離は短い。ただし、校地がなだらかな傾斜地となっているため、校舎間をつなぐ通路が坂や階段になっている部分がある。2016 年度に実施した耐震改築工事に伴う新本館建設時の校内整備により、校地内の階段はすべてスロープやエレベーターが設置されるようになり、キャンパスのユニバーサル化が進んだ。ただし建物の構造上の困難から、図書館と 5 号館の 2 か所が、階段に頼らざるを得ない状態で残されている。障がい者対応のトイレは、2 か所に設置されている。

講義室、演習室、実験・実習室の配置に関しては、2 つの学科の必要に応じた教室を配置して教育を行っている。人間生活学科では、4 つのコース（養護教諭コース、医療秘書事務コンピュータコース、食育健康コース、心理デザインコース）それぞれに必要となる「看護学実習室」・「模擬保健室」・「OA 教室」・「調理実習室」・「理化学実験室」等の実習・演習室と、それに対応する機器・備品を整備している。幼児教育保育学科では、「保育室」・「リズムスタジオ」・「音楽室」・「電子ピアノ室」・「個人ピアノレッスン室」・「図工室」等の実習・演習室と、それに対応する機器・備品を整備している。高額な機器等は年度を限った目的予算を組んで整備してきており、2023 年には OA 教室のコンピュータ 41 台の一斉更新や、個人ピアノレッスン室のピアノを年次計画で更新してきた。

また、2016 年度末に竣工した本館においては、普通教室の全てに視聴覚対応の天吊りプロジェクター・スクリーン・DVD デッキ・音響機器・コンピュータ（大・中教室）等の設備が備えられており、教員は普通教室において情報通信機器を活用した授業を展開している。同じく本館においては、各階にオープンスペースとしてラーニング・コモンズが配置されており、学科を問わない幅広い用途に利用するとともに、アクティブ・ラーニングやグループワークなどのさまざまな授業形態で活用されている。**（提出 - 1 pp. 79-80、備付 - 61、65）**

図書館の専有延床面積は、 749 m^2 であり、現学生数の利用頻度に十分対応可能な面積を有している。図書館は、記念会館（学園創立 60 周年記念）の 2～4 階に位置しており、2 階部分は電子情報を得るための PC・学術雑誌・学生用推薦図書・公的文書類及び視聴覚機器などを備えた開かれた閲覧室となっており、一角に司書の受付業務・各種サービス用のスペースが配置されている。3 階部分は開架書庫であり蔵書の大半が収納されているが、その一角に個人用の読書スペース、ゼミ用の小会議室が配置されている。4 階部分には、雑誌の一部が保管されている。現在の蔵書数は 52,235、雑誌数は 57 誌である。視聴覚教材は 1,697 あり、最新のものや学生の興味関心を引き出せるような蔵書・資料の選定に努めている。**（備付 - 62、63）**

図書館の購入図書の選定においては、予算の範囲内で学科専攻ごとに予算を立て学生の学修のために必要と思われる資料の購入希望を取りまとめるとともに図書委員会で選定した図書を購入している。また学生からのリクエストに応えられるように、予算を計上している。購入した図書は、利用可能になった資料一覧にして教授会にて報告し、その活用を促している。図書資料の廃棄については、図書館資料の廃棄規程に従い、適宜実施している。**（備付 - 62、63、提出資料 - 規程集 24 図書館資料の廃棄規程）**学生用の参考図書は教員からの購入要請に基づき、選定の上で購入に努めている。また学生のより深い学修に寄与することができるような図書資料を、教員指定図書として別置き学生の利用に供している。**（備付 - 62、63）**

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学における固定資産の管理においては、湊川相野学園「経理規程」に定め、その運用において、「固定資産及び物品管理規程」を定めて、法人が所有する物件の取得、修理等適切な維持管理に努めている。

(提出資料 - 規程集 14 湊川相野学園 経理規程、15 湊川相野学園 固定資産及び物品管理規程)

施設設備の管理については、日常の施設の管理については、清掃業務を専門業者に委託し、消防用設備、空調設備、エレベーター設備等は、定期的に点検を実施する等適正な維持管理に努めている。また、物品については、常に在庫状況を把握し、運営に支障がないよう適宜補充を行う等、管理に努めている。

本学では、「危機管理規程」を整備し、本学に発生する自然災害、火災等様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の学生、職員等の防災安全対策に努めている。**(提出資料 - 規程集 4 湊川相野学園 危機管理規程)**

本学では、施設の防火管理を徹底するため、「防火管理規程」を整備するとともに、防火管理者を配置し、定期的に学生、教職員による学内全体の初期消火・避難訓練・放水訓練等を実施している。また、学生に対し、火災予防の観点から消防署と連携して火災予防フィルムを視聴させる等、火災予防の啓発と強化に努めている。

また、地震対策では、阪神大震災・東日本大震災の教訓を踏まえ施設の耐震化が早急な課題であったことから、学生、教職員の安全確保等、防災安全対策の観点から文部科学省の補助金を利用して、耐震改築工事を行った。耐震強度のない校舎の解体も 2017 年度上 4 半期に完了した。

本学の防犯対策としては、夜間に警備員を配置するとともに、校門・各校舎入口・通路等各所に防犯カメラを設置し、学内の防犯対策に努めている。短大事務局にモニターを設置し、適宜カメラで監視できる態勢を整えている。防犯カメラは相手に意識させることによって、犯罪の防止に寄与することが期待される。なお、その設備については、適宜機能点検を行っている。また、所轄の警察署と連携し、適宜警察官による学内巡回警備を実施している。その他、特に防犯対策が必要な箇所は、警備会社に夜間の機械警備を委託し、防犯対策を図っている。

火災予防のために施設内に設置された消防用設備を消防法の規定に基づき、定期点検を実施するとともに、学生・教職員を対象に定期的な学内全体の初期消火・避難訓練等を実施している。教職員対象は概ね夏休み期間を利用し初期消火等を重点的に行い、学生対象は 11 月に火災を想定した避難訓練と消防署員による講話を例年実施している。**(提出資料 - 59、提出資料 - 規程集 17 湊川相野学園 防火管理規程)**

本学では、すべての学舎に LAN 設備が配置されており、学生の学修成果の獲得に役立てられている。また、すべての教職員に 1 台ずつのコンピュータが整備されており、研究・職務の充実に役立てられている。2016 年の新本館建設に合わせて情報ネットワークの整備・一体化と情報セキュリティの強化を行ったほか、情報セキュリティ基本方針、基準、規程を策定した。**(提出資料 - 規程集 46 情報セキュリティ基本方針、基準、規程)**

教職員のコンピュータは学内のシステムとして作動し、多くの個人情報等を保有していることから「個人情報管理規程」が策定されており、学生の個人情報の管理を目的に「学生個人情報保護規程」が定められている。また、コンピュータシステムのセキュリティ対策として、市販のセキュリティソフトを導入し個人情報等の保護に努めている。**(提出資料 - 規程 12 湊川相野学園 個人情報管理規程、37**

学生個人情報保護規程)

本学は近代的な設備をもつ新本館の建設も影響して、建物の運営等において多量の光熱水量を消費しているが、ESD 及びSDGs の観点から省エネルギー対策の必要を自覚し、節電、節水に努めている。また2016 年度末に完成した新校舎には、この観点から地熱冷暖房システムによって、エアコンの節電効果を高めるシステムを導入した。

本学から排出される廃棄物は法人の指示に基づき、現在、可燃物ゴミ・不燃物ゴミ・空き缶・瓶等、分別収集が行われておりリサイクル可能な廃棄物はリサイクル資源化し、省資源対策に取り組んでいる。また、地域周辺の小中学校の保護者団体と連携して新聞・雑誌等リサイクル可能な資源は、リサイクル資源として収集し処分することによって、地域活動に貢献している。また小さなことから、学内トイレ内の蛇口に「節水コマ」を取り付けて節水の強化を図っているほか、空調機の節電対策として、定期的に空調室内機本体並びにフィルターの清掃を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

- 提出資料 5 ウェブサイト「湊川について」(シラバス・履修ガイド)
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
7 履修ガイド [2023 (令和5) 年度]

提出資料 - 規程集

- 備付資料 64 学内LAN敷設状況
65 各教室内機器配置図
66 OA教室配置図、
67 OA教室仕様書

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学は、技術的な教育資源が学生の学修成果の獲得にとって重要な意味を持つことを認識しており、その計画的な整備・拡充に努めている。

学科・専攻課程の教育目標にあわせた教室・備品の整備を行っており、OA 教室以外のすべての普通教室にもプロジェクターやスクリーン、DVD 機器等を備えている。またラーニング・コモンズにもプロジェクターや貸出し用の PC 等が備えられており、学修成果の獲得をサポートしている。

さらに短期大学本館には、大教室、中教室、小教室、ゼミ室、OA 教室、リズムスタジオ、保育室、模擬保健室、保健室等が整備されている。各教室にはプロジェクター、スクリーン、DVD 機器、マイク、スピーカー等を設置し、教育環境の充実を図っている。また、OA 教室では新しい PC を導入し、教育環境を向上させている。(備付 - 64、65、66、67)

情報技術の向上に関しては、新入生に対して入学後のオリエンテーションで、ID の配布・ID アクティベート・メール利用・携帯電話等との同期設定等の指導をし、PC 等の使い方について指導している。また、遠隔授業が円滑に行えるよう Microsoft Teams で講義システムを構築している。新任教員に対して採用後に ICT 活用に関する研修を実施し、業務遂行を支援している。人間生活学科及び幼児教育保育学科では、OA 教室を用いた授業が設定されており、MOS (Microsoft Office Specialist) 資格の取得を目指した教育を行うことで、情報技術の向上に役立っている。(提出 - 5、7)

技術教育的資源の拡充を目的に、補助金や学校法人の特別予算などを活用することによって、サーバ

ーやファイアウォールの更新等を情報教育委員会の計画に基づいて、計画的に整備している。

学内の一部校舎に無線 LAN のアクセスポイントが設置されたことにより、教員は各教室内で情報機器を利用した授業を実施できるようになり、学生は学内に用意されたパソコンや自分のタブレット端末等を使用することができるようになっている。またマイクロソフト社の office365 が導入されており、クラウド上で学生とのやり取りができるような仕組みが整備されている。学生が使用するネットワークと教員が使用するネットワークは、分けて運用されているが、office365 のクラウドサービスを利用することで、ファイルのやり取りが出来るようにしている。(備付 - 64)

本学の教職員には、1 人 1 台の PC が整備されている。2016 年度の新校舎建設に伴うキャンパス整備事業以降、随時学内ネットワーク機器の移設だけでなく、新校舎サーバー室を中心としたキャンパス内のネットワーク配線及びネットワーク機器の大幅な再構成が行われ、適切に運用されている。非常勤講師には専用の PC を用意し、授業ごとに貸出しを行っているほか、非常勤講師室に PC を設置するなどの必要な整備をしている。(備付 - 64)

2015 年度に設置した Moodle のサーバーは、2016 年度から本格的に運用されている。しかしながら 2023 年度では Moodle を活用している授業はないものの、対象授業を増やす努力を続けている。また、情報教育支援システム(Wingnet)・ロール紙プリンター・3D プリンターが導入され、それぞれ教育活動等で活用されている。

0A 教室には、1 クラスが授業を展開できるだけの PC 及び、教員用 PC が設置されている。また医療事務のソフトも導入されており、医療秘書検定対策ができるよう整備されている。2023 年度には 0A 教室の PC を入れ替え、同時に office365 や医療事務のソフトウェアを更新した。(備付 - 67)

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料
- 5 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開) 事業報告(財務情報を含む)
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
 - 12 活動区分資金収支計算書(学校法人全体) [書式 1]
 - 13 事業活動収支計算書の概要 [書式 2]
 - 17 計算書類
 - pp. 1 - 3 (資金収支計算書)
 - pp. 4 - 12 (資金収支内訳表)
 - pp. 18 - 21 (事業活動収支計算書)
 - pp. 22 - 31 (事業活動収支内訳表)
 - pp. 32 - 35 (貸借対照表)
 - 19 湊川相野学園事業報告書
 - 20 湊川相野学園事業計画書
 - 21 湊川相野学園予算書理事会議事録
 - 23 理事会資料
 - 25 評議会議事録
教授会議事録

提出資料 - 規程集

- 14 湊川相野学園 経理規程
- 16 湊川相野学園 資産運用管理規程

備付資料

- 55 FD・SD 活動の記録、
- 68 湊川相野学園創立 100 周年記念募金のお願い、
- 69 学園創立 100 周年記念募金お礼とご報告、
- 74 湊川相野学園中期計画(中期収支計画)
- 79 監事の監査状況

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政が維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本学は次の通り、財的資源の把握及び管理を適切に処理している。

2023 年度における資金収支について、教育活動における資金収支は、若干であるがプラスを維持できている。施設整備等における収支は、2023 年度は大規模な設備投資がなかったので大きなマイナスにはならなかった。実質的には2号基本金の組入れを引いた額が設備投資を行った額である。また、施設整備のための取崩しは、今年度はなく、幼稚園の2号基本金の組入れ額は総額 50,000,000 円と従来より少なくなっている。その他活動においては、有価証券売買での差額もなく、大幅な増減はない。

最終の増減額は8,644,326 円の減少となる。この金額は、貸借対象表上の現金預金の前年度比と同一になり、ここにその他の金融資産(有価証券など)の増減と特定預金・2号基本金の増減を加味したものが実質的な支払可能資金の増減として考えられる。

また、私学事業団が出している「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」によるとB0となりイエローゾーンの予備段階となっている。

要因は学生・生徒・園児数の減少とそれに対する費用の削減が進んでいないことである。また、2号基本金 5,000 万円を積み立てたことも影響している。金融資産の増減(現金預金・特定資産・有価証券の合計)は増加しており業績悪化が資金的に危機的状況になるまでにはなっていない。

学園全体の事業活動については、学生・生徒・園児数の減少により赤字である。2023 年度において教育活動収支が大幅なマイナスであり、短期大学学生、高等学校生徒の減少が要因であり収支の構造が崩れている。法人全体での人件費率も 60%台後半となり、また諸経費の削減も進んでおらず収支構造の再構築が必要である。

財政状況であるが、金融資産は若干ではあるが増加し、新たに発生した金融債務はなく、借入金返済についても問題はない。流動比率も 591%あり、運用資産余裕比率も 1.6 年あり資金的に直ちに困ることはない。ただし、現状の金融資産では固定比率から鑑み施設設備の更新が自己資金だけでは難しい。(提出 - 12、13、17)

部門別において収入・支出超過の理由の把握と解析を行い、現状を次のように分析している。

(提出 - 17)

大規模な改修工事と固定資産の新規取得が 2018 年度で完了した。その結果、貸借対照表も固定資産と有利子負債が増加しているが、財政状況を著しく悪化させるものではなく、健全に推移している。(提出 - 17)

2023 年度においても法人全体で事業活動収支は赤字であり、教育活動収支差額も赤字であるため、現行体制での長期的な継続が困難であると言える。(提出 - 5、12、17) 短期大学単体での事業活動収支は慢性的赤字であり、特段の資本的支出が無い状況で資金収支が赤字になれば、存続そのものの意義が財政的には問われる。(提出 - 5、12)

退職給与引当金などは要設定額(期末要支給額の 100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛け金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額)どおりに引き当てられ、目的どおりに使用されている。(提出 - 17)

資産運用管理規程は整備され、規程どおりの運用を行っている。また、必要に応じ規程は通常の手続きをもって改定されている。(提出資料 - 規程集 16 湊川相野学園 資産運用管理規程)

教育研究経費は過去5年間、継続して帰属収入の20%を超過している。2019年度は40.1%、2020年度は29.9%、2021年度は21.3%、2022年度が44.7%、2023年度が25.4%となっている。

近年、大規模な設備投資や修繕等を行ったため、教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）は過大配分と言わざるを得ない状況である。（提出-17）2020年度は大幅に収入が低下しているため、特段の大規模な設備投資がなされていない状況でも高い比率を保った状況である。

公認会計士により年間16回の監査が行われ、指摘事項があった場合には、その都度対応している。

（備付-79）

寄付金の募集は一般寄付金・現物寄付金ともに適切な募集と処理が行われている。また、特別寄付金（100周年の森奨学金寄付金）についても同様である。学校債は現在のところ発行はなく、また残債も無い。（備付-68、69）

学生収容定員の充足率は慢性的に、100%を達成することができていない。妥当な水準の年もあるが稀である。各年度4月1日現在の充足率は、2019年度が76.1%、2020年度が77.7%、2021年度が77.3%、2022年度が72.5%、2023年度が65.3%となっている。

短期大学単体の単年度収支から鑑みると学生収容定員に相応しい収支であるとは言えず、本学単体で経済的に安定していると言い難い。（提出-5、17）

法人及び本学の予算編成は、経常的予算の「維持予算」と単年度スポットでの予算としての「目的予算」とで管理している。毎年2月中に各部署等の要望を聞き取り、短期大学事務局総務課と法人事務局会計課にて予算案を作成し、3月上旬での理事長室会で予算案を精査する。そこで精査され、差戻事項がなければ、3月下旬の評議員会で審議され、理事会にて決定される。中長期計画に予算的な割振りはないが、概ね中長期計画に則って予算編成がされているかは精査・審議を通じてチェックされている。

（提出-20、21、23、25、備付-74）

本学では、事業計画及び予算について、学長を通じて運営会議及び教授会で報告され、各部署責任者に速やかに伝達され、予算の執行の許可と指示を行っている。（提出-24）

予算の執行と支払いの決裁に関しては経理規程に基づき行われている。支払いの実務は法人事務局会計課にて行われ、会計処理も同部署にて行われている。また、予算が超過した場合や期中に追加支出が必要となれば、補正予算案を作成し当初予算と同様の手続きを経て決議される。（提出-23、提出資料-規程集14 湊川相野学園 経理規程）

日常的な出納業務において経理責任者は200,000円以上の支出は理事長の決裁を経て支出している。また、資金残高の状況、月次ベースでの出納の状況は逐次報告できる体制にある。

有価証券の管理台帳にて残高と利金が管理されている。また現金預金については、現金出納簿及び預金管理台帳に管理され、月次決算時に出納簿及び通帳等と総勘定元帳残高と一致しているか確認している。また、有価証券の購入及び売却については理事長の決裁を経て行われている。（提出-23）

月次試算表は経理システムで各校種ごとに作成し、適時報告している。また、予算執行に大きく変動がある場合は別途資料を作成し報告している。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は日本私立学校振興・共済事業団の判断指標を用いた経営の実態把握に努めており、財政上の安定を含めた計画を策定して短大の運営に活かす努力をしている。

本学は、法人が策定する中期計画づくりの一部に収録された、本学の将来像を明確にしている。短期大学の中期計画には、計画の具体的な実施に関する行動計画が付録資料として収録されているが、変化のスピードが速く、毎年見直しが必要な状態である。(提出 - 23)

2020 年度から 2023 年度までの本学の収容定員と在籍者数の推移は次の表のとおりである。

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
人間生活学科	収容定員(A)	100	100	90	80
	在籍者数(B)	79	82	80	82
	比率(A/B)	79.0%	82.0%	88.8%	102.5%
幼児教育保育学科	収容定員(A)	200	200	200	200
	在籍者数(B)	154	150	123	101
	比率(A/B)	77.0%	75.0%	61.5%	50.5%
本科全体	収容定員(A)	300	300	290	280
	在籍者数(B)	233	232	203	183
	比率(A/B)	77.7%	77.3%	70.0%	65.4%
専攻科健康教育専攻	収容定員(A)	20	20	20	20
	在籍者数(B)	6	7	5	4
	比率(A/B)	30.0%	35.0%	25.0%	20.0%
専攻科幼児教育専攻	収容定員(A)	10	—	—	—
	在籍者数(B)	2	—	—	—
	比率(A/B)	20.0%	—	—	—
専攻科生活福祉専攻	収容定員(A)	10	10	10	10
	在籍者数(B)	1	1	3	11
	比率(A/B)	10.0%	10.0%	30.0%	110%

(在籍者数は 4 月 1 日現在)

本学は、以上の財政的な経営判断及び課題を受け止めるために、教授会で報告し教職員が一体となった対応をとる必要を提起したほか、その具体化を目的にして本学の強み・弱点を洗い出すワークショップ形式の FD を実施し、整理された課題は中期計画に反映されてきた。

その中で、人間生活学科生活福祉専攻への入学者が激減し、及び 2018 年問題と言われる若年人口の減少という構造的な問題を受けて、2018 年度から組織の改編・縮小に向けた検討を始め、2019 年度に人間生活学科生活福祉専攻を廃止し、また 2020 年度からは幼児教育保育学科から接続する 1 年制の専攻科生活福祉専攻を開設し存続を目指した。しかし入学者の増加が見込めず、2024 年度入試を最後に募集を停止する決定をした。また専攻科健康教育専攻については、養護教諭一種免許状を目指すものであり、キャリアアップ及び上位志向者の支柱として存続させる必要があると考えていたが、教員配置の限界もあり、同様に 2024 年度入試を最後に募集を停止する決定をした。

本学は養護教諭養成を中心にした人間生活学科、保育者養成を中心にした幼児教育保育学科、それぞれ短期大学の使命に教職員の全精力を集中し、さらに能力をプラスアルファする体制を整えている。またステップアップを望む学生の進路拡大のために 4 年制大学との特別連携協定を締結し編入制度の拡充に努めている。

組織改編と定員の適正化を計画的に実行し、メリハリある教員採用と適正な教員配置を行う人事計画

を実行している

設備費については、償却費が支配的で、2015 年よりキャンパス整備に着手し教室のリニューアル化の償却が始まる 2016 年度から上昇している。特に耐震強度不足対策として、本館建替えの償却が始まる 2018 年度をピークとして、2019 年度からは減少する見込みである。耐震化対策は学生の安全のために必須な事業であり、必要な設備費である。

本学の学生募集については、教職員が高校訪問をし、進学説明会や進路ガイダンス等で説明している。このことで高校生と出会い、本学の良さ、特色、強みを直接、説明することができる。また、寮費（部屋代）無料は本学の強みとして位置づけ、近畿、中国・四国地方を中心に募集活動を行い、下宿を念頭に入れた受験生の出願に結びつくように努力をしている。また成績優秀者については奨学金（入学金全額免除、授業料一部免除）を給付するなどして優秀な学生を集める努力も行っている。学納金については、費用の安さが本学の強みの一部であるという認識の下で、これまでは入学金と施設設備費のバランスの変更など、可能な範囲で実質的な学納金の増額を図ってきているが、本館建て替えのタイミングに合わせて 2017 年度に施設設備費の引き上げを行った。

施設の整備計画としては、2014 年度から 5 年の計画で学園全体のキャンパス整備が行われたところである。2015 年度に 1 号館・3 号館・5 号館改修と 4 号館解体が実施され、2016 年度には新本館新築、旧本館・2 号館（一部）解体が実施された。2017 年度には最終工事として外構整備、1 号館改修を行った。

外部資金を獲得するために FD を通して、短期大学をめぐる政策動向や議論の焦点についての情報の提供・共有と、共通理解の確立に努めているほか、文部科学省の私立大学等改革総合支援事業による補助金獲得を目指した学内体制の整備確立に努め、応募を重ねてきた。その結果 2017 年度には同補助金を獲得したが、その後の項目変更により内容が高度化し小さな短期大学には不利な項目が増えたため、獲得するには至っていない。また科学研究費を獲得するための準備的な措置として、学長裁量経費を用いた学内科研制度を設けるなどの支援体制をとっている。なお、遊休資産の処分等の計画は今のところない。（提出 - 23、備付 - 55）

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

- 15：慢性的な学生数の定員未達により、学納金収入が不足している
- 16：学生数に比して奨学費が多い
- 17：慢性的な赤字体質であり、学生定員数・現員数に基づいた教員の削減が必要である
- 18：外部資金を取得するために、一層の研究条件及び体制の整備を図り教員の研究活動を活性化するため必要がある。
- 19：文部科学省の補助金係数アップのため定員の見直しや特別補助項目の網羅を目指す必要がある

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
なし
- (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
- 14：研究情報公開の意義を共有し、登録実績の向上に努める。
- 15：学生定員の充足を目指すべく、同一法人の三田松聖高等学校保育探究コースとの連携を開始、高校訪問等の募集活動の充実を図る。
- 16：奨学金は受験者が本学への進学を検討する際の重要な要素となっていることから、容易な削減ができない事項だが、学園の 100 周年事業の一部として新設された「100 周年の森奨学金」の活用を検討する。

- 17 : 現在進行中の短期大学の組織改革の一部として入学定員の見直しを行う予定である。またこれまでの短期大学の組織改編に伴い、教員数に余剰がでることから今後の採用計画において削減に努める予定をしている。
- 18 : 科学研究費獲得に向け応募数の増大に繋がるよう、学内科研の活性化を図るなど教員の研究活動の支援策を強化する
- 19 : 文部科学省からの一般補助金にも定員充足率に応じた増額・減額の処置がされるようになったことから特定の補助金の獲得よりも定員充足率の向上に注力し、補助金の減額を抑えることに注力する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

様式 8－基準Ⅳ

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

- 提出資料 22 学校法人湊川相野学園 寄附行為
23 理事会議事録
25 評議員会議事録

提出資料 - 規程集

- 備付資料 2 湊川相野学園 80 周年誌
3 湊川相野学園 90 周年誌、
4 湊川相野学園創立 100 周年記念誌

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、校祖幸田たま女史の教育への情熱と姿勢を継承した前理事長から、また周年記念冊子に残る教職員や卒業生の言葉から、本学園の建学の精神と教育理念についての理解を深め、不変の精神を基軸にした学園の発展を心がけている。(備付 - 2、3、4)

理事長は、私立学校の独自性と公共性を絶えず意識しながら、学校法人の代表として「湊川相野学園寄附行為」に基づき、学園全体を掌握し、それらの業務を総理している。(提出 - 22)

理事長は、「湊川相野学園寄附行為」に基づき、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に本学園の監事 2 名による財務及び運営に関する監査を受け、監査報告を付した実績報告書を理事会に提出し、議決を受けたのちに評議員会に諮問し、意見を聴取している。(提出 - 23、25)

理事会は、学校法人の最高意思決定機関として、私立学校法第 36 条及び「湊川相野学園寄附行為」第 18 条に基づき、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。(提出 - 23)

理事会は、「湊川相野学園寄附行為」第 18 条第 3 項に基づき、理事長が招集し、議長を務めている。特に重要事項については、あらかじめ内部の常任理事から構成されている常任理事会を開催し、必要に応じて意見を聞き理事会の諮問事項に上程している。(提出 - 23)

理事会は、短期大学の認証評価の意義を理解し、体制を整え必要な役割を担っている。理事会は、学校法人全体の運営に法的な責任があることの意識をしており、短期大学の運営にも責任があることを十分に理解し、短期大学の発展のために学内外の必要な情報を収集している。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。法改正等の状況に併せて行う規程の改正については、すでにある規程との整合性を絶えず考慮し、常任理事会・理事会の意見を参考に改正している。(提出 - 23)

理事は、私立学校法第 38 条及び「湊川相野学園寄附行為」理事の選任第 8 条の規定に基づき選任されており、学校法人の建学の精神や教育理念を良く理解し、法人の健全な運営に積極的に参加していただける学識及び識見を有する人材を選任している。(提出 - 23)

学校教育法第 9 条（校長及び教育職員の欠格事項）の規定については、「湊川相野学園寄附行為」第 12 条第 1 項（1）法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反した時及び（4）役員たるにふさわしくない重大な非行があった時と定め準用している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 24 教授会議事録

提出資料 - 規程集

- 11 湊川相野学園 湊川短期大学学長任用規程
- 15 学生懲戒処分規程

備付資料 5 末本 誠「湊川学研究の発展に向けて」湊川短期大学紀要第 56 集、2019 年度
12 委員会・ワーキンググループ・センター委員担当者表

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学生に対する懲戒については、湊川短期大学学生懲戒処分規程が定められている。**(提出資料 - 規程集 45 学生懲戒処分規程)**

学長は事務局課長との密接な連携の下で、所属職員の統督に当たっている。

学長は、学長任用規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。**(提出資料 - 規程集 11 湊川相野学園 湊川短期大学学長任用規程)**

学長は、学則等の規定に基づいて教授会を開催し、本学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。**(提出 - 24)** 本学のガバナンスに関する組織としては、学科長・教務部長・学生部長・総務

課長・教務学生課長で構成する運営会議が設けられており、月2回の会議が定例化されている。また学長は、必要とされる短期大学運営に関する事項及び教授会に諮る内容を運営会議に諮って検討した上で、教授会において提案し承認の上で決定している。教授会開催時には、その都度の協議事項及び報告事項が明示されており、学長は教授会が意見を述べるべき事項を教授会に周知している。(提出 - 24)

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取したうえで決定している。(提出 - 24)

本学には併設大学が無いため、合同で審議すべき規程は無い。

毎月の教授会での審議は、議事録が残され適切に管理されている。(提出 - 24)

学長は教授会等で、折に触れて学修成果及び三つの方針をめぐる政策動向とその意義を教職員に周知し認識の共有を図っている。また学科等においても、これらに関する議論が積み重ねられ年度末の方針の見直しに活かされており、教授会は学修成果及び三つの方針に関する認識を有している。(提出 - 20)

学内の運営組織は、教務委員会、学生支援委員会、キャリア支援委員会、保健委員会、IR委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD委員会、図書委員会、研究活動推進委員会、ハラスメント防止委員会、入試広報委員会、情報教育委員会、防災安全委員会等があり、学長は、これらの委員会での議論を基にした大学運営を統括している。種々の委員会、ワーキンググループ、センター等にはそれぞれ規程が設けられており、学長は委員会メンバーの配置等を通じて適切にその運営に努めている。(備付 - 12、24)

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅳ- C ガバナンス]

<根拠資料>

- 提出資料 5 ウェブサイト「湊川について」(教育情報の公開) 事業報告(財務情報を含む)
<https://www.minatogawa.ac.jp/college.html>
22 学校法人湊川相野学園 寄附行為
25 評議員会議事録

提出資料 - 規程集

備付資料 79 監事の監査状況

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任しており、「湊川相野学園寄附行為」第9条に基づき選出される。監事は、自らの役職の意味を十分認識して、法人の経営方針、業務ルールの順守、経営及び業務の有効性及び効率性の向上等の法人全体の業務や財政の状況を法令及び寄附行為等の規定に基づいて適宜監査しており、理事会及び評議員会はもちろん常任理事会にも出席し必要に応じて意見を述べている。

監査報告については、毎会計年度、当該会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、5月に開催される理事会及び評議員会に提出するとともに、意見を述べている。

監事は、「湊川相野学園寄附行為」により定員2名であり、現員は2名である。監事は本学園の建学の精神をよく理解しており、財務の状況については、税理士の資格を有する監事、学園全体の業務については過去に大学の事務局長の経験を有する監事を配置している。(提出資料 - 規程集 1 湊川相野学園寄附行為、備付 - 79)

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
)
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。
)

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

2021(令和3)年度の評議員会は24名(湊川相野学園寄附行為第21条で定められている定員は19

名以上 25 名以内) で、理事の定員が 9～11 名であるため、評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、構成されており、法令及び寄附行為の規定に基づき運営されている。

理事長は、「湊川相野学園寄附行為」第 23 条により、①～⑩の事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞いた後に、理事会でそれらを審議している。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金及び基本財産の処分、並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等の支給基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 寄付金品の募集に関する事項
- ⑩ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は、定例評議員会を年 3 回 (5 月、9 月、3 月) 行い、その他理事長が必要と認めた場合、臨時評議員会を招集し、諮問機関として適切に運営されている。(提出 - 25、提出資料 - 規程集 1 湊川相野学園 寄附行為)

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。本学のウェブサイトで教育情報の公開をしている。

財務情報の公開については、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、情報の公開及び開示に関する規程を整備し、開示している。本学のウェブサイトでは財務情報の公開も開示している。学校法人の情報公開については、湊川相野学園のウェブサイトにも事業報告書並びに決算報告書を公開し、社会に対する説明責任を果たしている。(提出 - 5)

法人事務局においては、利害関係者の方にはいつでも閲覧できる体制を整えている。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証 (第三者) 評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
特になし